

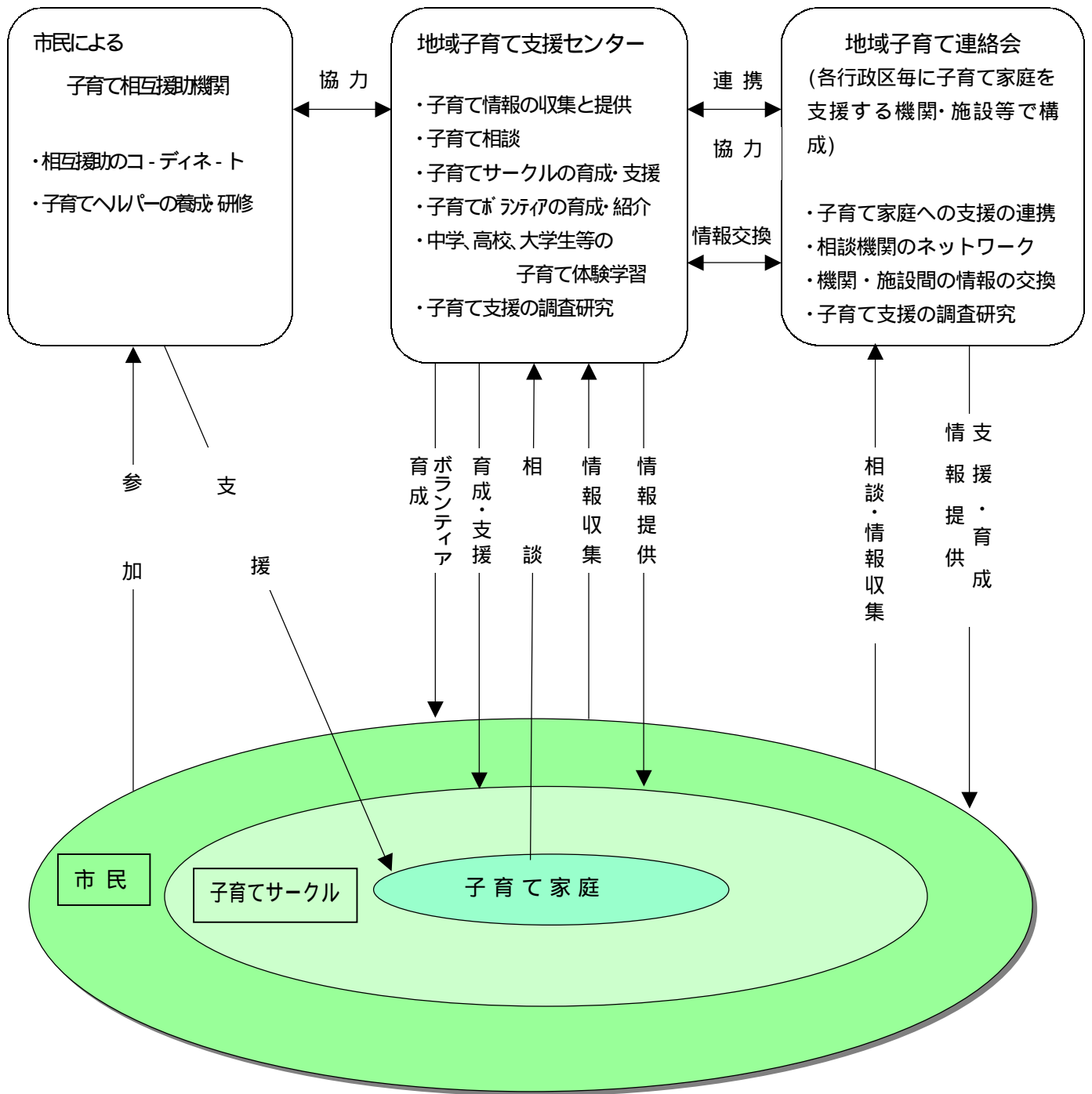
資料編

川崎市の保健・医療・福祉関係個別計画

かわさき子ども総合プラン

目 的	<p>国の「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（エンゼルプラン）」や「子どもの権利条約」、「国際家族年」の趣旨等を踏まえ、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長していける環境づくりを推進するため、子どもと家庭にかかわる施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくり等のさまざまな分野にわたる総合的なサービス提供を図るものです。男女が平等な役割分担のもとに家庭の中で協働して子育てをする「共育」を進め、地域や社会全体で子どもを共に育てていく。子育て支援を人間感性の復活の視点からとらえ、一人ひとりの子どもがいきいきと生活し、地域が輝く社会を形成していきます。</p>			
期間（策定年月）	平成 10 年度（1998 年）から 16 年度までの 7 年間 （平成 10 年 12 月策定）			
構 成	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重する社会づくり 2 子育てに対する意識改革 3 子育てが楽しめる環境づくり 4 安心して働ける子育て支援 5 安心できる出産と健康づくり 6 子どもの豊かな遊びと体験の充実 7 子どもの心を育てる教育の充実 8 子どもと子育てにやさしいまちづくり </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;"> } } } </td> <td style="width: 35%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">社会全体で支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">楽しみや喜び</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">明るくのびのびと</div> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重する社会づくり 2 子育てに対する意識改革 3 子育てが楽しめる環境づくり 4 安心して働ける子育て支援 5 安心できる出産と健康づくり 6 子どもの豊かな遊びと体験の充実 7 子どもの心を育てる教育の充実 8 子どもと子育てにやさしいまちづくり 	} } }	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">社会全体で支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">楽しみや喜び</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">明るくのびのびと</div>
<ul style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重する社会づくり 2 子育てに対する意識改革 3 子育てが楽しめる環境づくり 4 安心して働ける子育て支援 5 安心できる出産と健康づくり 6 子どもの豊かな遊びと体験の充実 7 子どもの心を育てる教育の充実 8 子どもと子育てにやさしいまちづくり 	} } }	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">社会全体で支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">楽しみや喜び</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">明るくのびのびと</div>		
地域ケアシステムとの関連	<p>虐待予防の児童委員による相談活動 「川崎子ども会議」「子ども会議（各区及び中学校区での子ども座談会）」 「川崎子ども・夢・共和国」</p> <p>外国人市民への母子保健サービス（通訳ボランティア、外国生活経験市民との交流）</p> <p>民族文化講師ふれあい事業</p> <p>「地域子育て支援センター」（相談 情報 ボランティア支援 保育所との連携等）と地域子育て連絡会</p> <p>「子育てヘルパー」によるファミリーサポートセンター、「子育てグループ、自主保育グループ」の育成</p> <p>母親クラブ活動 子育て相談ネットワーク体制（相談窓口と相談提供等）</p> <p>家庭保育福祉員、安心おなかま保育室等 「少年仲間づくり活動」</p> <p>子育て交流集会（子育てグループや子育て中の親の交流等）</p> <p>P T Aでの家庭教育学級開設や「家庭における親子関係」をテーマに全市及び各区の市民集会</p> <p>地域教育会議の推進（51 中学校区及び7 区） 地域の「教育を語るつどい」や子ども会議の実施</p> <p>「川崎市青少年の健全な育成環境創造協議会」 「こども 110 番」事業（一時的な保嬰に協力してもらえ る民家や店舗を子どもの緊急避難先として設置等）</p> <p>青少年指導員活動の充実 川崎市青少年育成連盟（市子ども会、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガ ールスカウト市連絡会、川崎毎羊少年団）及びジュニアリーダー（中・高校生リーダー）支援</p>			
住民参加、ボランティア活動	<p>通訳ボランティア、外国生活経験市民との交流） 民族文化講師母親クラブ活動</p> <p>「子育てヘルパー」 「子育てグループ、自主保育グループ」支援</p> <p>「こども 110 番」事業 地域教育会議等</p>			

【地域子育て支援システムのイメージ図】



川崎市保育基本計画

<p>目 的</p>	<p>少子化の進行や女性の就労機会の増大等により、増加する保育需要や多様化する保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図るため保育受入れ枠の拡大、19 時以降の延長保育や休日保育、一時保育等、多様な保育サービスの実施、仕事と育児の両立支援、在宅児を含めた子育て支援等を、公私協力のもと総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育受入れ枠の拡大を図り、待機児童の解消をめざす ・ 認可保育所を基本にしつつ、多様な形態の事業展開 ・ 質の高い保育サービス提供とその確保を図るため、評価システムの導入検討 ・ 保育ニーズに柔軟に対応できるサービス提供と効率的な保育運営 ・ 地域に開かれた保育所づくり ・ 保育サービスの提供にあたり、市民に対し情報提供と説明責任
<p>期間（策定年月）</p>	<p>平成 14 年度（2002 年）から 23 年度までの 10 年間 （平成 14 年 2 月策定）</p>
<p>構 成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の整備と運営（定員 14 年 4 月 11、500 人・18 年 4 月 12、500 人） 2 多様化する保育ニーズへの対応（駅周辺保育所、年度途中入所、延長保育、休日保育、一時保育、夜間保育、乳幼児健康支援一時預かり） 3 柔軟なサービス提供体制の推進（弾力的な運営手法として、民間活力の導入を推進） 4 公立保育所の役割強化（在宅児を含めた地域の子育て支援の推進等） 5 地域保育園への支援と指導の徹底 6 幼稚園との連携（幼稚園のゆとりのできた保育室を有効活用した預かり保育の支援） 7 保育サービスの質の確保（第三者評価基準の導入等の検討） 8 地域における子育て支援等（地域子育て支援センター、ふれあい子育てサポート事業等）
<p>地域ケアシステムとの関連</p>	<p>公立保育所の子育て支援（子育て支援や園庭開放、園行事への参加の誘い、育児講座、絵本の貸出し、子育て相談の提供、地域の子育てサークルや母親クラブとの交流等）</p> <p>地域子育て支援センター 7・14 ヶ所に整備（子育て家庭への相談・助言や相談提供、子育てサークルやボランティアの育成・支援等）</p> <p>ふれあい子育てサポート事業の推進（一時的に育児ができない時に、育児の援助を受けたい「利用会員」と育児の支援を行いたい「ヘルパー会員」の市民同士の会員組織の推進）</p> <p>地域子育て自主グループへの助成（地域において親自身が相互に協力しながら、情報交換や仲間づくりを通して、育児の孤立化を防ぎ乳幼児の健全な育成を図る子育てグループに対する支援）</p> <p>在宅児も含めたすべての子どもと家庭が利用できる、地域に開かれた保育所づくり</p>
<p>住民参加、ボランティア活動</p>	<p>地域子育て支援センターによる子育てサークルやボランティアの育成・支援</p> <p>ふれあい子育てサポート事業、</p> <p>地域子育て自主グループへの助成</p>

【保育所等の整備目標】

区 分	平成14年4月1日受入予定数	平成14年度～5年間	平成18年4月
認可保育所	890人	890人	11,975人
地域保育園 おなかま保育室 家庭保育福祉員	110人	110人	525人
計	1,000人	1,000人	12,500人

【駅周辺型保育所の整備】

事業名	平成14年度	平成15年度～4年間	平成19年度～5年間	整備目標
駅周辺型保育所	5	7	5	17

【柔軟で特色のある保育サービスの整備】

事業名	平成14年度	平成15年度～4年間	平成19年度～5年間	整備目標
延長保育(19時以降)	3	11	5	19
休日保育	-	5	-	5
年末保育	6	-	-	6
一時保育	6	9	5	20
夜間保育	1	-	-	1
乳幼児健康支援 一時預かり	1	1	-	2

【地域への保育サービス推進】

事業名	平成14年度	平成15年度～4年間	平成19年度～5年間	整備目標
地域子育て 支援センター	7	6	1	14

【民営化計画】

事業名	平成14年度～5年間	平成19年度～5年間	整備目標
公立保育所民営化	3	5	8

かわさきノーマライゼーションプラン～障害者保健福祉計画

<p>目 的</p>	<p>これからの市の障害支援のあり方を明らかにするために、障害者福祉に係る諸理念や施策・社会状況等の背景を改めて検討し、次の事項を重視すべき新たな計画策定の基本的な考えとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域での自立した生活の推進（多様な支援が広く存在する地域づくり） 2 利用者主体（自己選択、自己決定）の支援（障害者に係わるすべての施策に障害者自身の参画と意見反映が保障されること） 3 やさしいまちづくりの支援（ユニバーサルデザインの普及と理念の実現を目指します）
<p>期間（策定年月）</p>	<p>平成 16 年（2004 年）から 22 年までの 7 年間 （平成 16 年 3 月策定予定）</p>
<p>構 成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活を支える総合的支援の推進（総合相談支援システムの構築、情報提供と苦情解決・サービス評価システムの整備、保健サービスの充実、医療サービスの充実、地域生活支援サービスの充実と情報提供、施設支援サービスの充実と整備） 2 教育・学習環境の充実（早期療育、学校、社会教育） 3 障害者就労援助の充実（職業相談・評価・訓練、雇用・働く場の拡大） 4 安心して暮らせる住まいづくりの推進（住宅施策） 5 とともに暮らすまちづくり（ユニバーサルデザイン、防災・防犯） 6 うるおいのある暮らしの充実（社会参加、文化スポーツ活動） 7 権利擁護・サービスの質の向上 8 理解と共感・市民参加の促進（啓発・広報・相互交流、障害者の参画、市民活動） 9 国際交流の促進（情報伝達・コミュニケーション） 10 計画の推進
<p>地域ケアシステムとの関連</p>	<p>《総合的な地域リハビリテーションシステム》</p> <p>障害への支援はノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下に、進めます</p> <p>総合相談体制、地域支援ネットワーク</p> <p>苦情解決・サービス評価システム、地域権利擁護制度、成年後見</p> <p>精神科緊急医療の整備、障害児（者）救急医療の整備</p> <p>多様な地域生活支援システム 地域でともに育つ環境整備</p> <p>地域内の災害時支援体制対策・防災情報提供システム</p> <p>市民参加促進（市民支援活動、ボランティア養成支援）</p> <p>障害者ホームヘルパー、手話通訳者、要約筆記指導者、点訳・朗読ボランティアの指導・養成、障害者スポーツ指導者養成</p>
<p>住民参加、ボランティア活動</p>	<p>日常生活活動の充実（知識・技術講習）</p> <p>地域活動の支援（ボランティア、地域住民活動、まちづくりへの市民参画）</p> <p>障害者の文化・スポーツ活動（スポーツ指導員養成）</p>

川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

<p>目 的</p>	<p>第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、介護サービスの円滑な実施と介護保険を補完する市独自の対象外サービスを組合わせたものです。第2期計画では、「介護を必要とする高齢者」「虚弱傾向にある高齢者」「健康・元気な高齢者」などすべての高齢者を対象に、健康づくり・介護予防をテーマに「“地域”が主役 川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦」を身近な地域で展開する高齢者総体の地域における福祉水準の向上を目指す計画です。</p>
<p>期間（策定年月）</p>	<p>第1期 平成12年度～16年度までの5年間（平成11年3月策定） 第2期 平成15年度～19年度までの5年間（平成15年3月策定）</p>
<p>構 成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者サービス供給システムの構築（住みなれた地域でいつまでも） <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤整備の推進 ・特養待機者の対応と居住支援 ・在宅福祉サービスの推進 2 地域あんしん・見守り体制の構築（市民が主役のあんしん地域づくり） <ul style="list-style-type: none"> ・地域における新たな居住形態への支援 ・地域見守りネットワーク ・各区における取組 3 地域保健福祉システムの構築（地域で健康いきいきと） <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活維持のための介護予防事業 4 高齢者パワーアップの推進（ますます元気で地域参加） <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役事業の推進 5 介護保険給付サービスの見込量と給付費 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス量等の推計 ・介護保険第1号被保険者の保険料
<p>地域ケアシステムとの関連</p>	<p>苦情相談、成年後見、地域福祉権利擁護事業、サービス評価制度 まちかど介護相談窓口 在宅介護支援センターの体系的整備（地域型、統括型、基幹型及びケアマネジメントリーダー機能） わたしの町のすこやか活動支援事業（健康づくりや介護予防、閉じこもり防止） 地域ケア連絡会議と地域すこやか推進会議 徘徊SOSネットワークの展開、ピアカウンセリング等による介護家族支援 シニアリーダー養成と活動グループ支援（生涯現役センター等） 老人クラブ支援 民生委員の「ひとり暮らし等高齢者実態調査」に基づく地域ぐるみの見守り活動 単身痴呆等処遇困難ケースの「見守り介護スコア」活動</p>
<p>住民参加、ボランティア活動</p>	<p>まちかど介護相談窓口（薬剤師会、鍼灸マッサージ師会等） わたしの町のすこやか活動支援事業による自主活動団体（ミニデイ、健康体操グループ、地域福祉ボランティア等）と町内会等の連携 徘徊SOSネットワークのボランティア ピアカウンセリングの介護家族及びボランティア シニアリーダー 老人クラブ 人材開発研修センターのグッドネイバース研修と組織化</p>

(1) 高齢者施設整備

【特別養護老人ホームの整備】

年 度	14	15	16	17	18	19
か 所 数 (定 員)	2 (138)	1 (120)	3 (390)	-	2 (220)	1 (120)
累 計	24 (1,654)	25 (1,774)	28 (2,174)	28 (2,174)	30 (2,394)	31 (2,514)

【ショートステイ】

年 度	14	15	16	17	18	19
か 所 数 (定 員)	1 (4)	1 (10)	3 (30)	0	2 (40)	1 (20)
累 計	24 (245)	25 (255)	28 (285)	28 (285)	30 (325)	31 (345)

【介護老人保健施設の整備】

年 度	14	15	16	17	18	19
か 所 数 (定 員)	-	2 (250)	1 (135)	1 (150)	1 (150)	3 (300)
累 計	10 (978)	12 (1,228)	13 (1,363)	14 (1,513)	15 (1,663)	18 (1,963)

【痴呆性高齢者グループホーム】

年 度	14	15	16	17	18	19
か 所 数 (定 員)	3 (32)	3 (61)	3 (45)	3 (45)	3 (45)	3 (45)
累 計	8 (74)	11 (135)	14 (180)	17 (225)	20 (270)	23 (315)

(2) 介護保険サービス量の推計

【訪問介護】

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19
供給量(回)	580,892	796,661	1,000,649	1,193,585	1,391,970	1,626,011	1,866,963	2,115,320
指数(%)	100.0	137.1	172.3	205.5	239.6	279.9	321.4	364.2

【訪問看護】

年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
供給量(回)	88,006	98,601	117,619	136,636	155,040	174,808	193,967	212,623
指数(%)	100.0	112.0	133.6	155.3	176.2	198.6	220.4	241.6

【介護老人福祉施設】

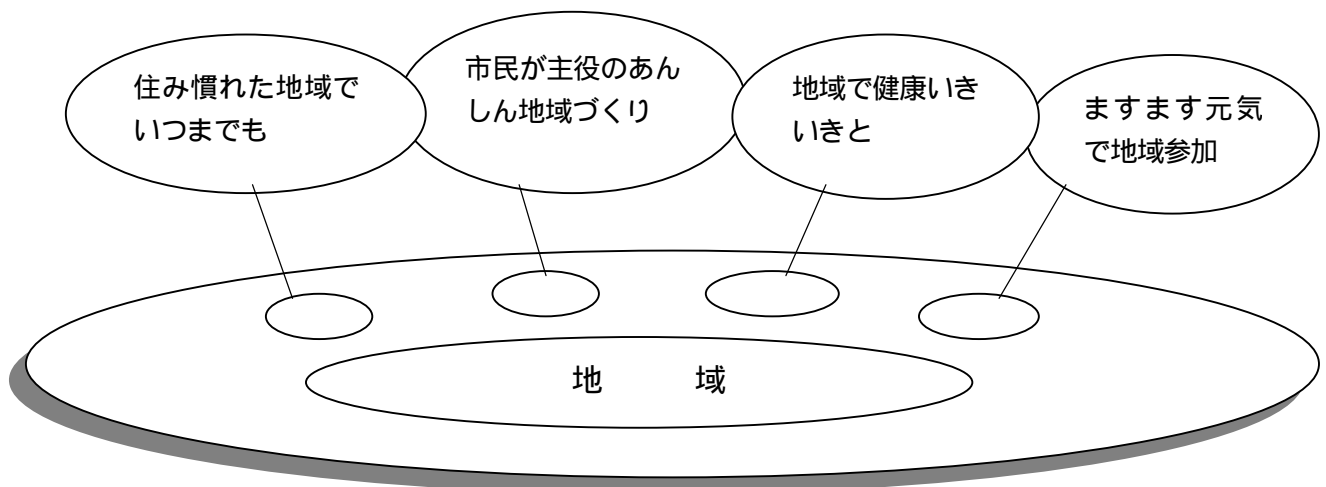
年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
供給量(回)	1,529	1,593	1,744	1,874	2,189	2,314	2,604	2,956
指数(%)	100.0	104.2	114.1	122.6	143.2	151.3	170.3	193.3

【介護保険給付費の推計】

(単位:億円)

年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
居宅サービス費	82.0	123.9	156.1	192.6	225.6	262.9	301.3	340.9
施設サービス費	99.4	122.6	142.0	145.8	168.5	185.3	203.5	223.8
合 計	181.4	246.5	298.1	338.4	394.1	448.2	504.8	564.7

“ 地域 ” が主役 川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦



川崎市地域保健医療計画

<p>目 的</p>	<p>高齢社会に向けて地域で生涯にわたって健康で安心していきいきとした日常生活を送ることができるための保健・医療サービス供給体制の確立、総合的な健康増進体制及び環境衛生体制の充実について、市民、保健医療福祉関係機関や団体、行政機関がそれぞれの役割分担を明確にし、相互に有機的な連携を図りながら施策の方向と内容を示すものです。</p> <p>保健・医療・福祉機関等の相互連携を推進し、障害者や高齢者を含めた市民が住み慣れた地域や家庭において、生涯にわたり健康で安心していきいきと日常生活を送るための社会づくりに向けた支援体制の整備を進めます。</p>
<p>期間（策定年月）</p>	<p>平成 14 年度（2002 年）から平成 18 年度までの 5 年間 （平成 14 年 3 月策定）</p>
<p>構 成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康都市に向けた保健医療の基盤づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> § 保健医療サービス供給体制の整備充実 § 保健医療従事者の養成・確保と資質の向上 § 救急医療システムの充実 § 医薬品の情報提供と医薬分業の適正な推進 § 災害時保健医療対策の充実 2 健康都市に向けた保健・医療・福祉の連携推進 <ul style="list-style-type: none"> § 地域ケア体制の充実 § 地域リハビリテーションの充実 3 健康都市に向けた健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> § 地域に根ざした健康づくり（かわさき健康づくり 21 の推進、健康づくり対策の推進） § ライフステージに応じた保健対策（母子保健、学校保健、職域保健、成人・高齢者保健） § 多様な保健医療ニーズへの対応（精神保健福祉対策、難治性疾患対策、エイズ対策、感染症対策、歯科保健対策、障害者（児）対策、環境保健対策） 4 健康都市に向けた安心できる環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> § 安全な食品と飲料水の確保 § 安全で快適な環境衛生の確保
<p>地域ケアシステムとの関連</p>	<p>救急医療システム（南北格差の是正、小児急病センター、障害者救急等）</p> <p>災害時保健医療対策（災害時医療救護活動マニュアルと訓練、広報等）</p> <p>地域ケア体制（地域すこやか推進会議、高齢者ふれあい事業、訪問指導と機能訓練教室、あんしん見守り緊急一時入院、あんしん見守り往診ケア等）</p> <p>地域リハビリテーション（川崎病院、井田病院、れいんぼう川崎、障害者更正相談所 ・ 「地域リハビリテーションセンター整備」「地域生活支援センター整備」の検討）</p> <p>健康づくり運動推進会議及び推進地区会議</p> <p>母子保健（地域における子育て支援体制整備と乳幼児虐待予防、地域の子育て機関や当事者グループによるネットワーク会議）、痴呆性高齢者対策（老人精神保健相談、痴呆性老人介護教室、老人性痴呆疾患センター）</p>
<p>住民参加、ボランティア活動</p>	<p>災害ボランティア 健康づくりリーダー（食生活改善推進員、運動普及推進員）</p> <p>すくすく子育てボランティア事業</p> <p>高齢者ふれあい事業（ふれあいヘルスボランティア教室）</p> <p>精神障害者ボランティア養成講座</p> <p>かわさき A I D ボランティア講座</p> <p>食品衛生推進員、食品衛生指導員</p>

かわさき健康づくり 21

<p>目 的</p>	<p>生活習慣病に起因する早死にや障害を防止し、痴呆や寝たきりにならない状態で自立生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすために、疾病の早期発見・治療に止まることなく、日常生活をより健康に改善し疾病を予防する「一次予防」を重視し、その重要な課題となる分野を設定し、健康水準の指標となる具体的目標を定め、市民が主体的に取組む健康づくり運動を、社会全体で総合的に支える確かな健康都市の実現をめざします。</p>
<p>期間（策定年月）</p>	<p>平成 13 年度（2001 年）から 22 年度までの 10 年間 （平成 13 年 3 月策定）</p>
<p>構 成</p>	<p>1 かわさき健康づくり 21 の目標値</p> <p>栄養・食生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食で元気な 1 日のスタート ・適正体重を維持して健康づくり ・バランスよく楽しく食べよう <p>身体活動・運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから「てきぱき」と体を動かそう <p>休養・こころの健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまにはのんびりゆとり生活 ・ストレスためずにいきいき生活 <p>たばこ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこをやめて健康人生 ・その 1 本が生活習慣病に <p>無煙環境を次世代に引き継ごう</p> <p>アルコール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お酒を飲むときは、「おいしく」「楽しく」「ほどほど」に <p>歯と口の健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつまでもたべものをおいしく味わうために（成人編） ・健全な乳歯と永久歯の正しい交換のために（乳幼児期・学齢期編） <p>糖尿病</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 歳代から急に増える糖尿病 <p>循環器疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中予防は血压管理から ・40 歳代に増えるコレステロール <p>がん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活を改善し、提起検診で安心を ・無煙環境はがん予防の第一歩 <p>健康都市かわさきの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のすみずみから元気な声がこだまする、人間都市をめざす <p>2 計画目標達成をめざした健康づくりの推進</p> <p>健康づくりを支えるそれぞれの役割（市民、市、学校、企業：職域、保健医療の専門家・関係団体、地域団体、市保健衛生事業団）</p> <p>川崎市における健康づくりの課題と施策（健康情報システムの構築、保健所の機能強化と事業の見直し、生活習慣病予防のための定期健康診断と支援体制の充実）</p> <p>21 世紀における新たな施策（かわさき健康ニューファミリーの育成、川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦、健康情報システムの構築、普及啓発、市民健康の森づくり、市民の提案）</p>
<p>地域ケアシステムとの関連</p>	<p>かわさき健康ニューファミリーの育成（次世代へと健康の輪をひろげ、個人、家族、まちぐるみで取り組んでいける場所の確保や指導者の養成など地域の健康資源開発）</p> <p>川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦（高齢者が身近な地域で、閉じこもり防止、介護予防、就業・ベンチャー支援、健康づくり、スポーツ、生涯学習、ボランティア、地域づくりなど）</p> <p>かわさき健康都市宣言（平成 9 年 3 月 25 日）</p>
<p>住民参加、ボランティア活動</p>	<p>上記のボランティア等</p>

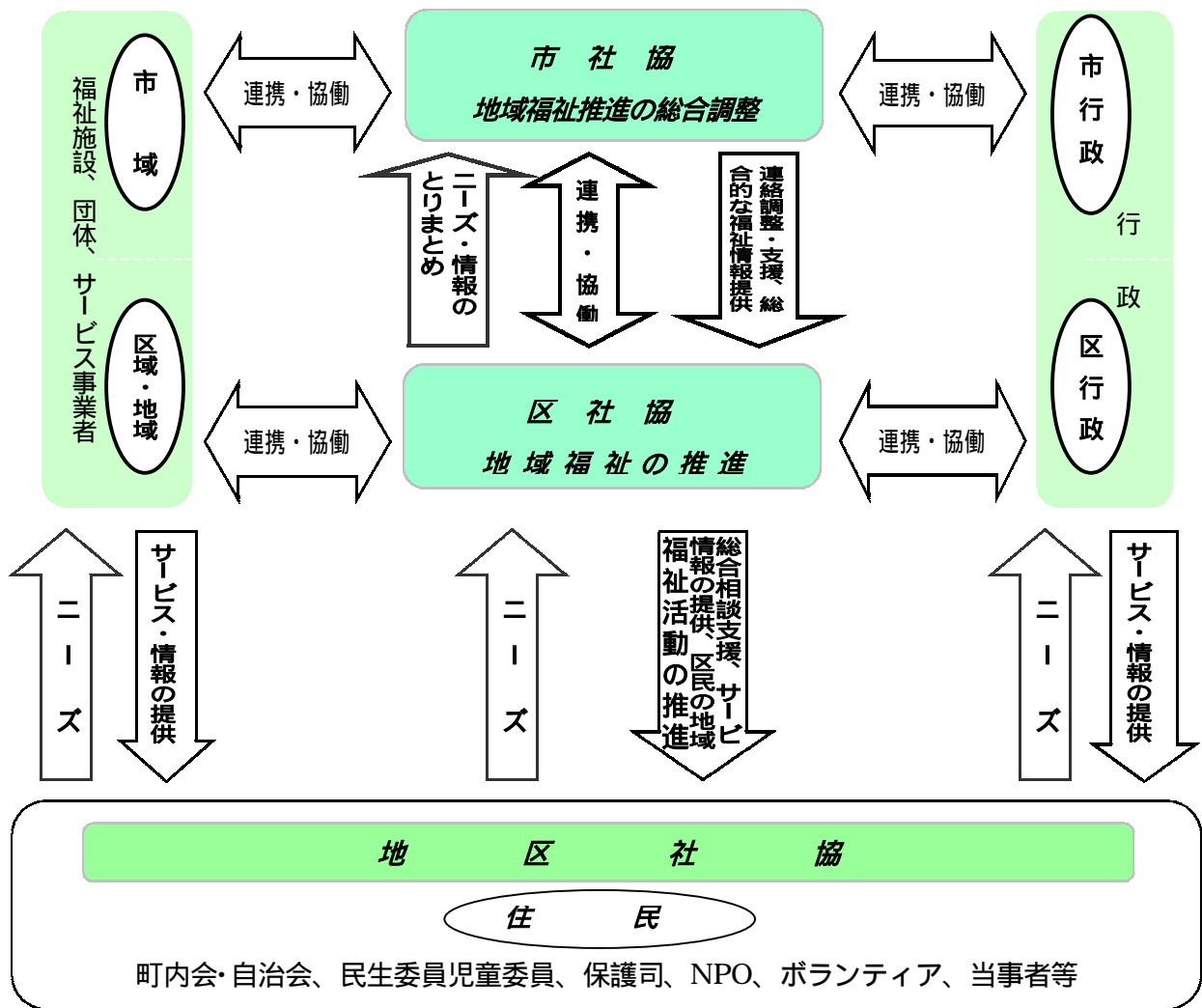
かわさきすこやか親子 21 (川崎市母子保健計画)

目 的	母子保健(母性の保護と尊重、母体及び乳幼児の健康の保持・増進、乳幼児の保護者自らが母子の健康の保持・増進に努めること)に対する新たな市民の要望に対応し、安心して子どもを生み、育てるための家庭や地域の環境づくり、親と子が健やかに暮せる社会の実現に向けて策定します。
期間 (策定年月)	平成 15 年度 (2003 年) から 19 年度までの 5 年間 (平成 15 年 3 月策定)
構 成	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊産婦の心身の健康増進 2 乳幼児の健やかな発達 3 学童、思春期の子ども達の心と身体の健康増進 4 子どもの医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の乳幼児検診や地域の健康教育等による保護者の育児力向上 5 児童虐待対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での虐待予防ネットワーク・システムの構築 ・育児不安や育児負担感の強い保護者の早期把握による虐待の未然防止 6 両親で育児 <ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児参加 7 地域での子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の場、機会の増加 ・世代間交流や子育て仲間づくりや自主グループ活動支援 ・保育園、こども文化センター等行政機関を地域に開かれたものにする 8 生涯を通じた女性の健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康検査や健康づくりの機会の増加
地域ケアシステムとの関連	<p>保健所(保健所運営協議会、地区別母子保健運営協議会、子育て支援のためのネットワーク会議等)</p> <p>川崎区の「子育て支援関係機関連絡会(平成 11 年 3 月発足)」(教育委、児相、療相、保育園、保健所、子育て支援セ、子育て広場かわさき等)及び「子育てフェスタ」(合同及び各機関イベント)</p> <p>中原区の「向う三軒両隣計画～子育て支援の地域づくり」(大戸地区社協・子育て支援モデル事業での講演会やシンポジウム、声かけ見守り組織の構築等)</p>
住民参加、ボランティア活動	上記のボランティア等

川崎市社会福祉協議会・地域福祉活動推進計画

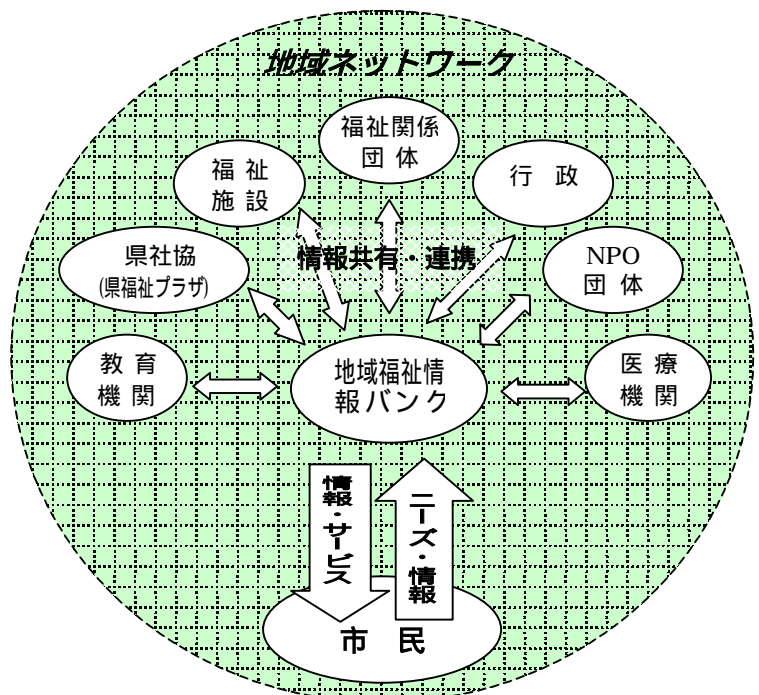
<p>目 的</p>	<p>市社会福祉協議会は、住民が主体となって地域福祉の推進に参画する「福祉のまちづくり」の実現に向けて計画的に取り組むために、「市民の福祉理解の推進と福祉活動の振興」、「市民の生活をささえるかわさきネットワークの形成」、「市内の福祉関係団体・施設との協働促進」の3つの基本理念に基づき、「市民の福祉活動の振興と区社協の支援」など8つの計画目標を掲げ事業を推進します。誰もが地域で、安心してその人らしく暮らせるまちづくりをすすめるため、市民とともに実践する地域福祉活動を推進します。 * 市民の自立生活支援を包括的に推進するために「総合支援型社協」を展開します。 * 福祉問題解決のため関係団体や施設と情報の共有や人材養成などを協働し実施します。</p>
<p>期間（策定年月）</p>	<p>平成14年度（2002年）から18年度までの5年間（平成14年3月策定）</p>
<p>構 成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の福祉活動の振興と区社協の支援（小地域福祉活動、ボランティア活動等） 2 在宅福祉サービスの推進（介護保険事業、インフォーマル事業等） 3 広報・情報提供、人材斡旋の推進（情報提供、福祉人材バンク等） 4 当事者への支援 5 関係団体・施設との連携と支援、社会福祉関係者研修機能の整備 6 相談事業の整備 7 財政基盤の強化 8 法人運営及び市社協組織・体制の強化
<p>地域ケアシステムとの関連</p>	<p>高齢者ふれあい活動（会食、配食、ミニデイ等） グッドネイバース研修と組織化 ボランティア活動振興センター強化と区社協ボランティアセンターの設置 全市及び区ボランティア連絡会の支援 ボランティアコーディネーター及びリーダーの養成 標準及び各区レベルの福祉教育プログラムの開発支援 ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等による地域の要援護者の自立支援 長寿ケアホーム（老人いきいきの家の有効活用等）事業の推進 「地域福祉情報バンク機能（情報提供・交換、ホームページ製作支援、ボランティア需給調整市・区社協間の情報共有等）」の検討 ボランティア情報ネットワーク事業（全社協） 聴覚障害者情報文化センターの当事者運営促進 市民生委員児童委員協議会との連携 社会福祉研修センター構想（社会福祉従事者・関係者を対象とする広範で多様な研修）の検討 「ふくし相談」（福祉全般のよろず相談と法律・介護・健康・子育ての専門相談、さらに人生相談等を実施）事業の充実 地域における新しい活動拠点の開拓 母親クラブ活動（159クラブ）と子育て支援事業 ボランティア活動交流集会 シニアボランティア（企業退職者等）団体等育成 ボランティアグループ組織化支援 小地域活動セミナー 年末たすけあい事業 「モデル区社協（総合支援型社協）」 総合相談支援 住民の福祉活動参加の支援 在宅福祉サービス 地域福祉情報バンク構想：インフォ・マルサービスを含めた情報の収集・共有・提供等 社会福祉研修センター構想：広範で多様な研修の企画・実施</p>
<p>住民参加、ボランティア活動</p>	<p>上記ボランティア関連</p>

《市社協と区社協の事業推進の役割》



《地域福祉情報バンクのイメージ》

どこ(だれ)がニーズを把握しても、組織または関係者全体で共有する仕組みができており、必要な情報・サービスが提供される。



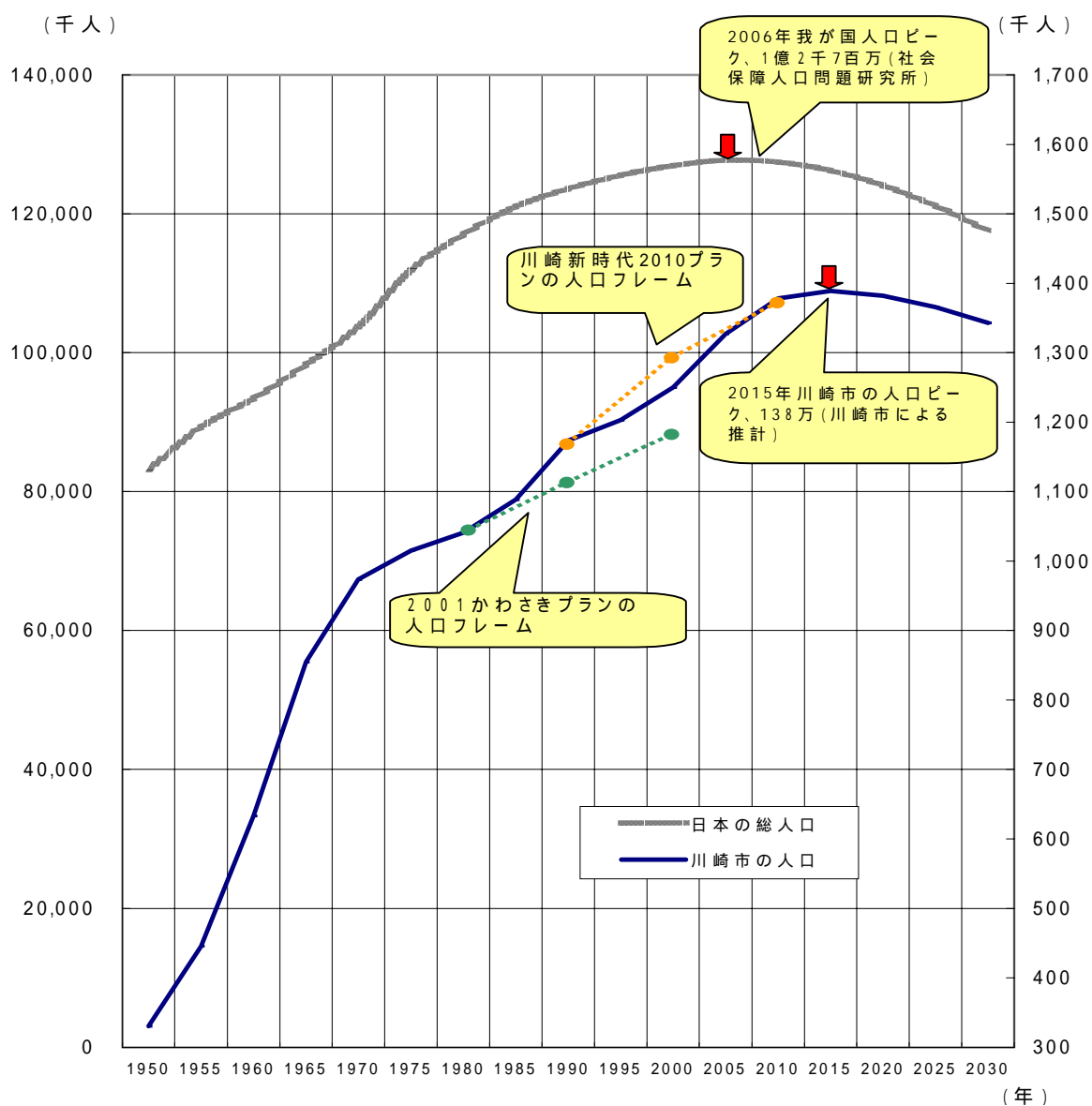
川崎市の現況

《人口の動き》

川崎市の人口は、平成14年10月1日現在で、1,281,706人です。うち男性が664,793人、女性が616,913人となっており、男性が女性を上回っています。

下のグラフは今後の人口推計になります。増加傾向はしばらく続きますが、平成27年をピークに減少に転じていきます。

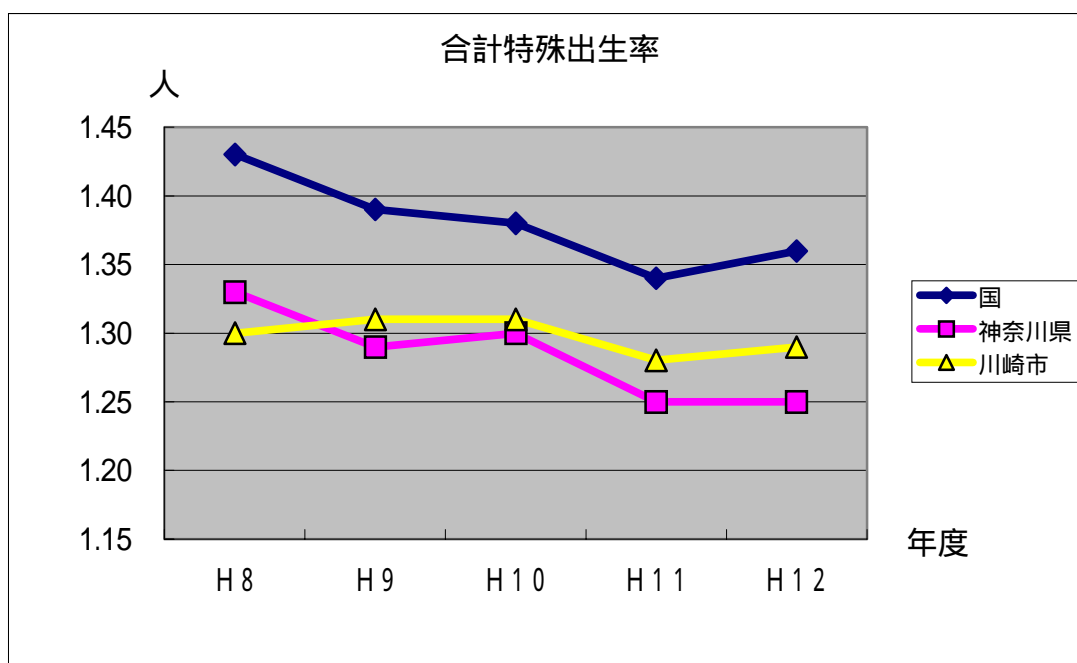
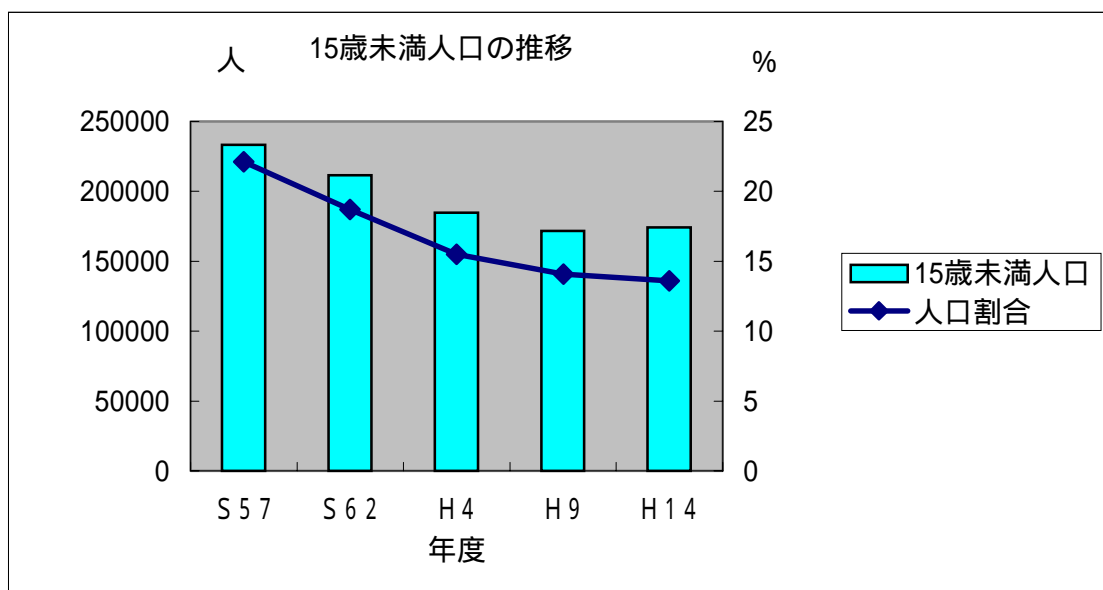
日本の総人口と川崎市の人口
(~ 2000年 : 実績値)



少子高齢化の傾向

15歳未満の人口は、長期的には減少傾向にありましたが、平成9年から比較すると平成14年はやや増加して、1.3%の増加となっています。しかし、全人口に対する割合は、昭和57年が22.1%、平成9年が14.1%に対し平成14年は、13.6%と減少しています。

この傾向は川崎だけのものではなく、全国的な流れであることは、合計特殊出生率のグラフからわかります。

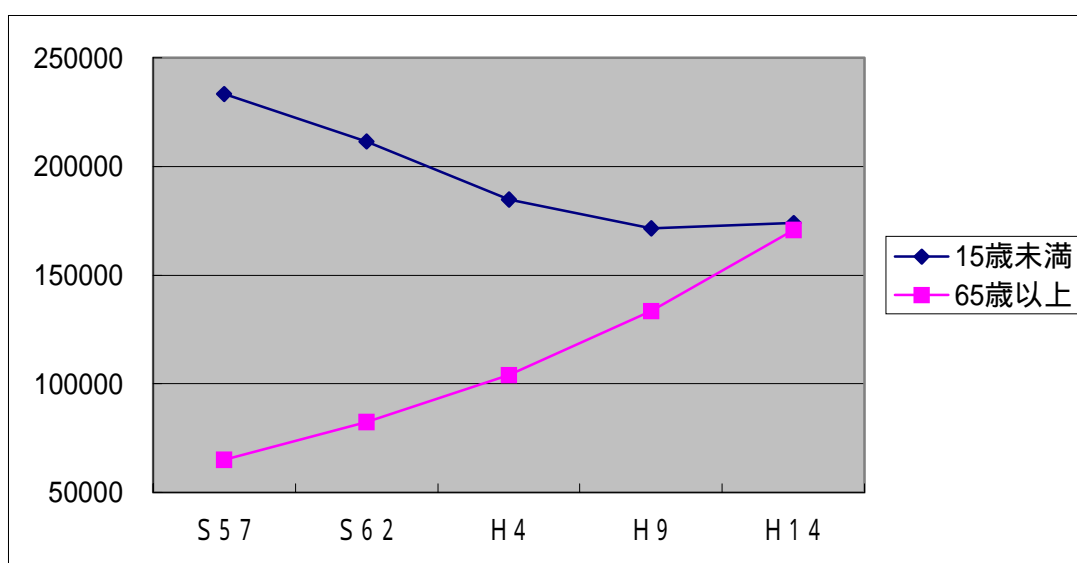
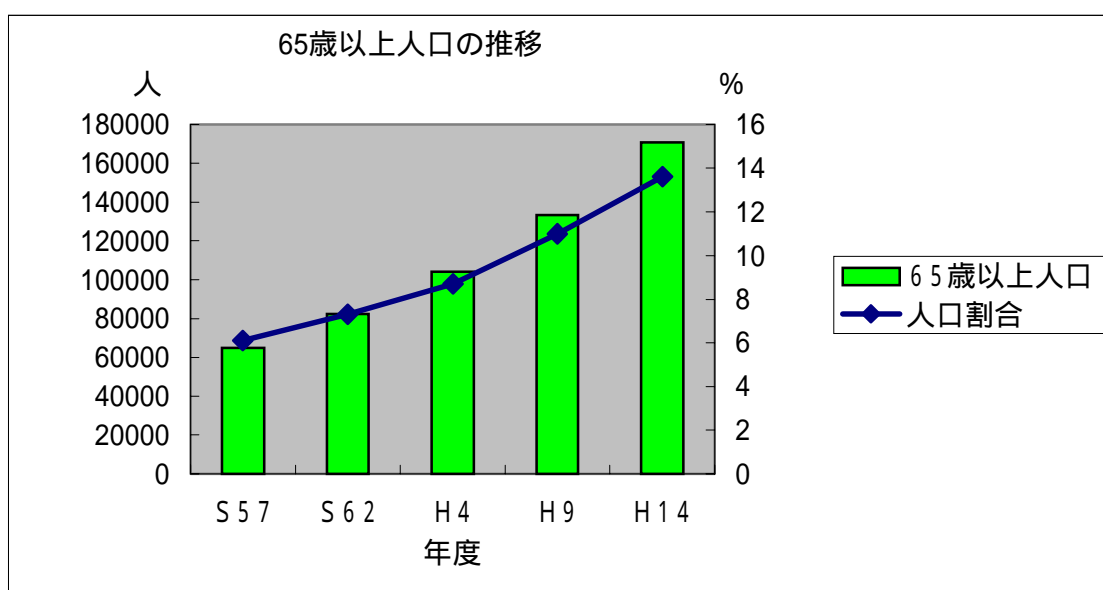


少子化とは反対に 65 歳以上の人口は急速に増加しています。昭和 57 年からみても平成 14 年には約 3 倍近くなっています。

世代別の人口割合が下のグラフになりますが、65 歳以上の割合と 15 歳未満の割合の変化の様子が完全に反対の動きを示しています。

平成 14 年で比較すると、15 歳未満人口が 13.6% に対し、65 歳以上が 13.3% とほぼ同じ割合になっています。10 年前の平成 4 年がそれぞれ 15.5% と 8.7% だったことを考えると少子高齢化は急激に進んでいます。

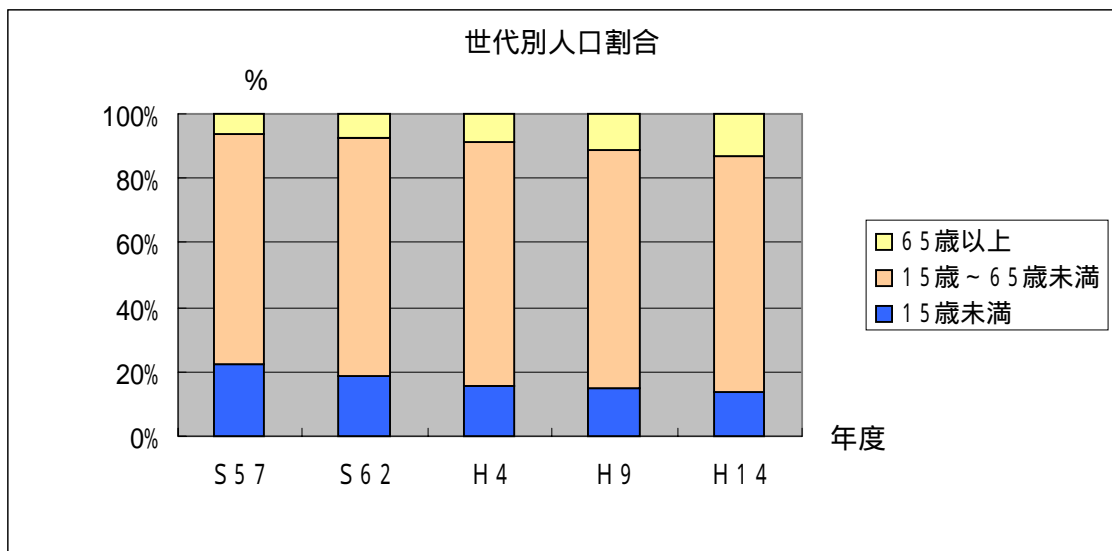
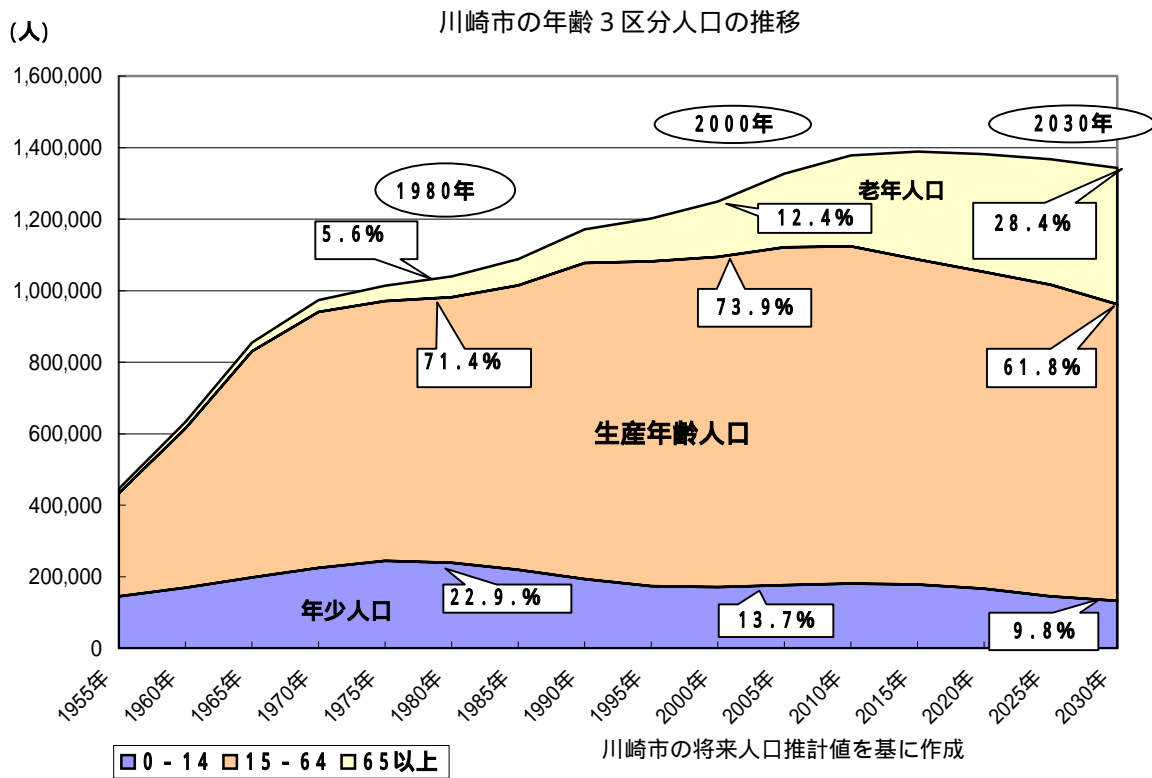
65 歳以上人口の推移



世代別人口

子ども・高齢者とみてきました人口を3つの世代に分けて、比較してみました。グラフからはひと目で、65歳以上人口の増加と15歳未満人口の減少がお分かりいただけると思います。

これからを担う世代となる出生については、ご覧のように減少傾向となり、さらに減少していく可能性が高くなっています。

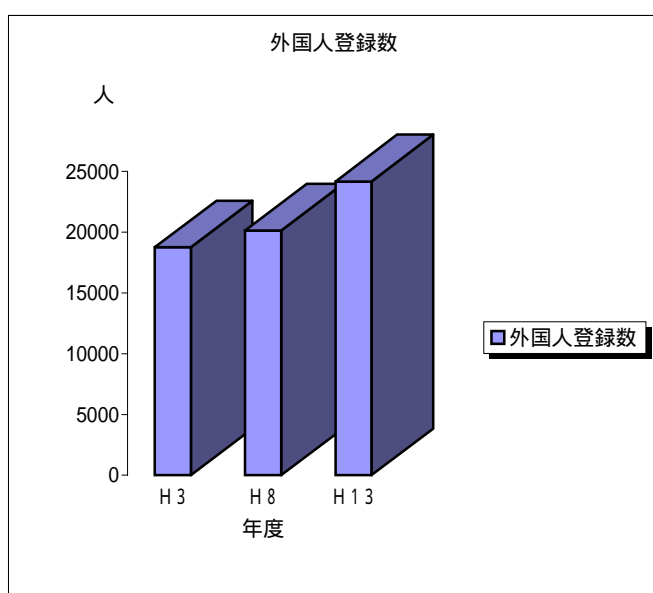
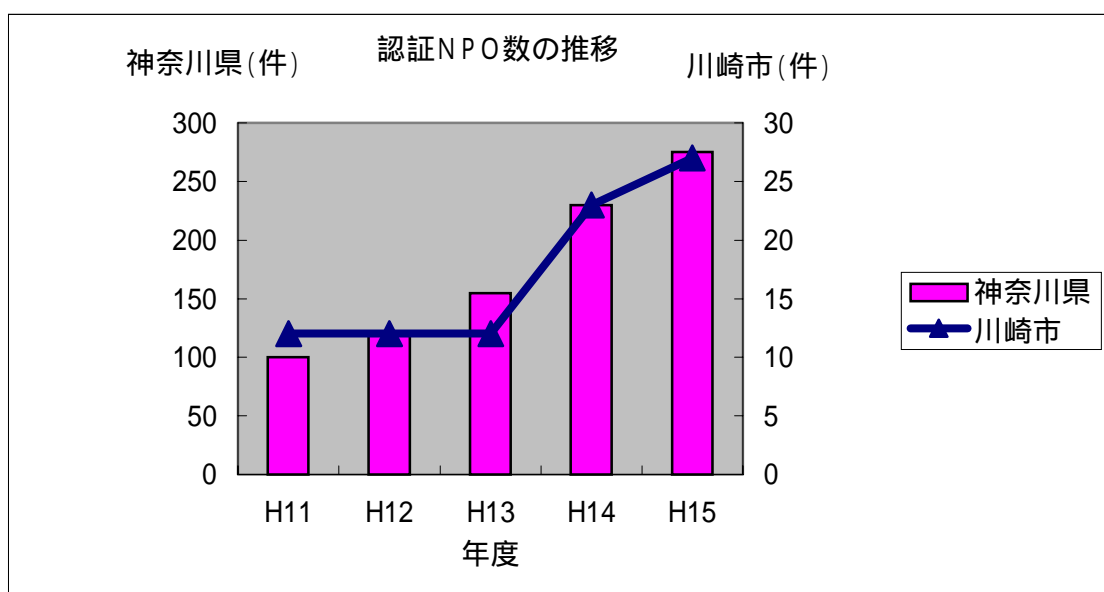


新たな力・さらなる力

従来から地域を支えてきた団体等と異なり新しい地域の担い手として NPO 法人などがあげられます。グラフは、認証数の推移を示していますが、川崎市・神奈川県ともに急速に増加しています。

地域での多くのニーズがあることの表れではないでしょうか。

認証数は、平成 16 年 1 月末現在で、神奈川県全体で 889 件、川崎市で 86 件となっています。



もうひとつ、川崎の特徴として外国人の数が比較的多いことが上げられます。

ここ 10 年でも着実に、増加の傾向をしめしています。

川崎の地域に暮らす住民として、やはり大切な地域の「力」ではないでしょうか。

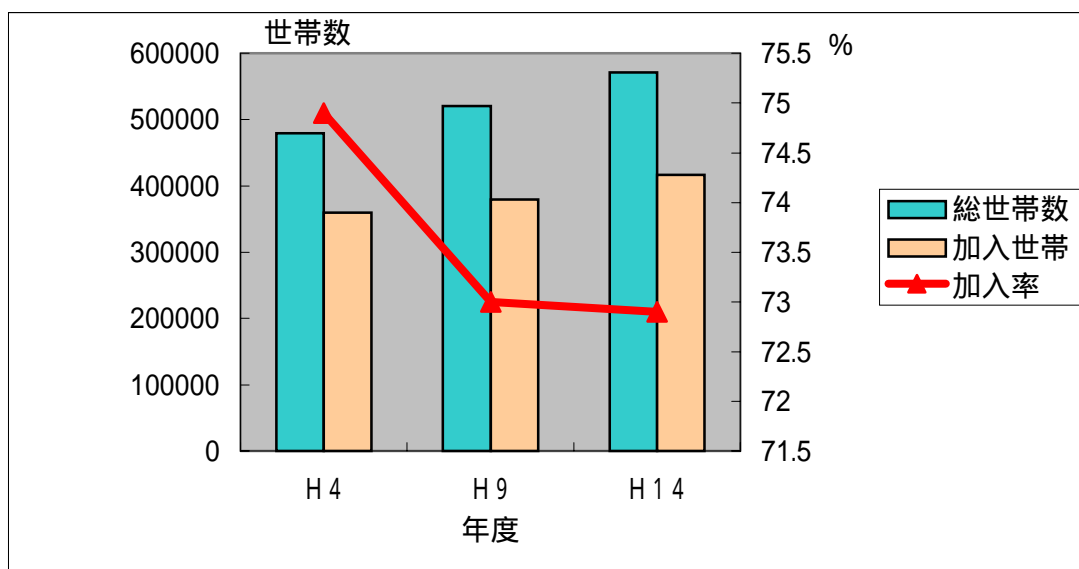
地域とのつながり

地域とのかかわりが希薄化してきた、という話しはよく聞きますが、それは本当でしょうか。参考までに2つのグラフをご覧ください。

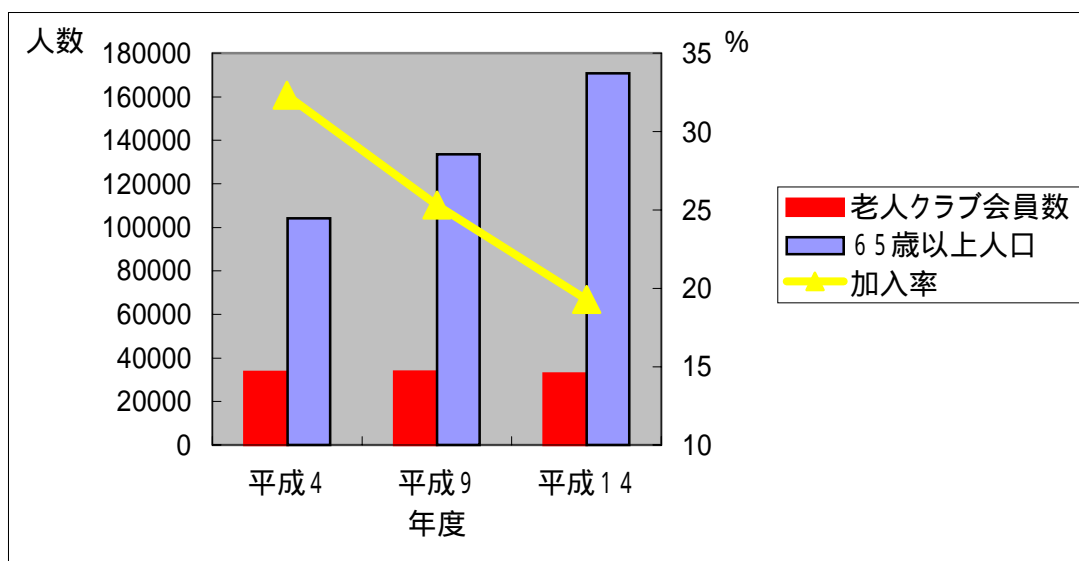
上が世帯数と町会等への加入世帯数の比較、下が老人クラブ会員数と65歳以上の人口の比較グラフです。個人の生活の多様化という面もあるかとは思いますが、つながりの希薄化という事は言えるようです。逆にいえば、地域には「人」という資源＝潜在力があるとも言えるのではないのでしょうか。

(老人クラブの会員基準とは関係なく65歳以上の人口と比較しました)

総世帯数と町会等加入世帯の比較



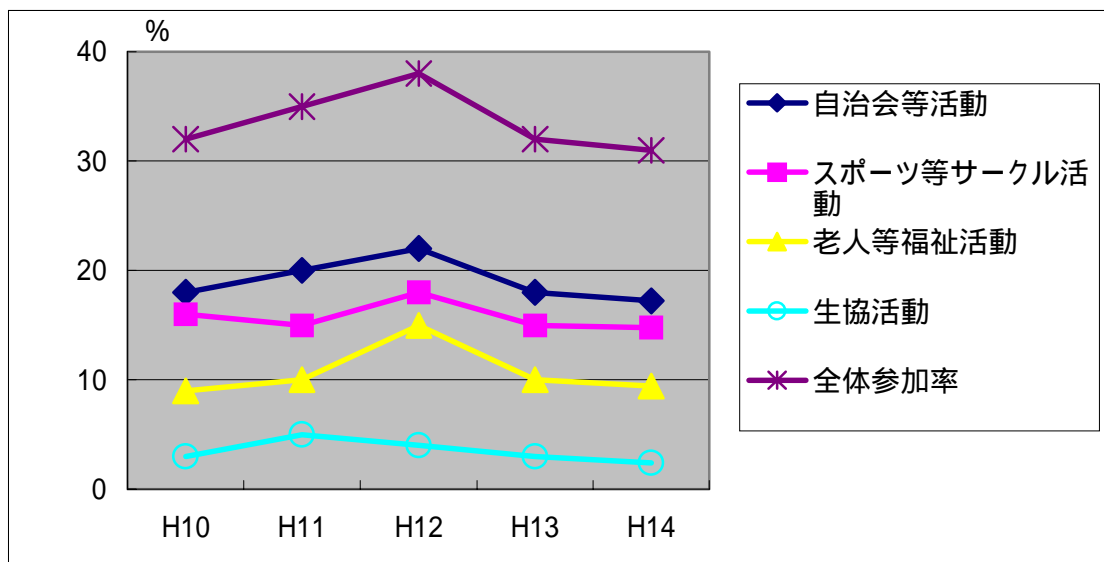
老人クラブ会員数と65歳以上人口の比較



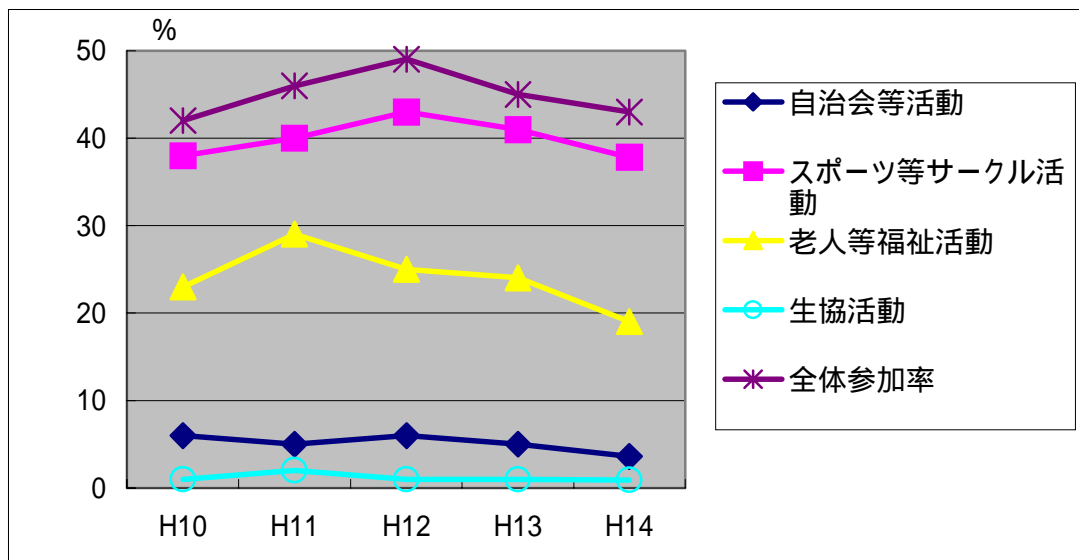
地域のちから

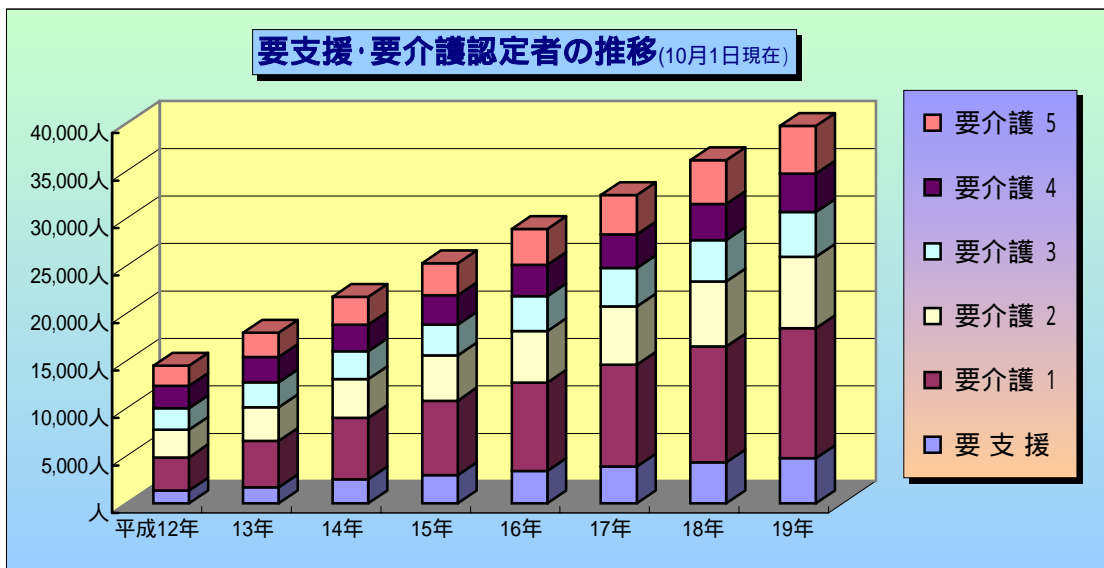
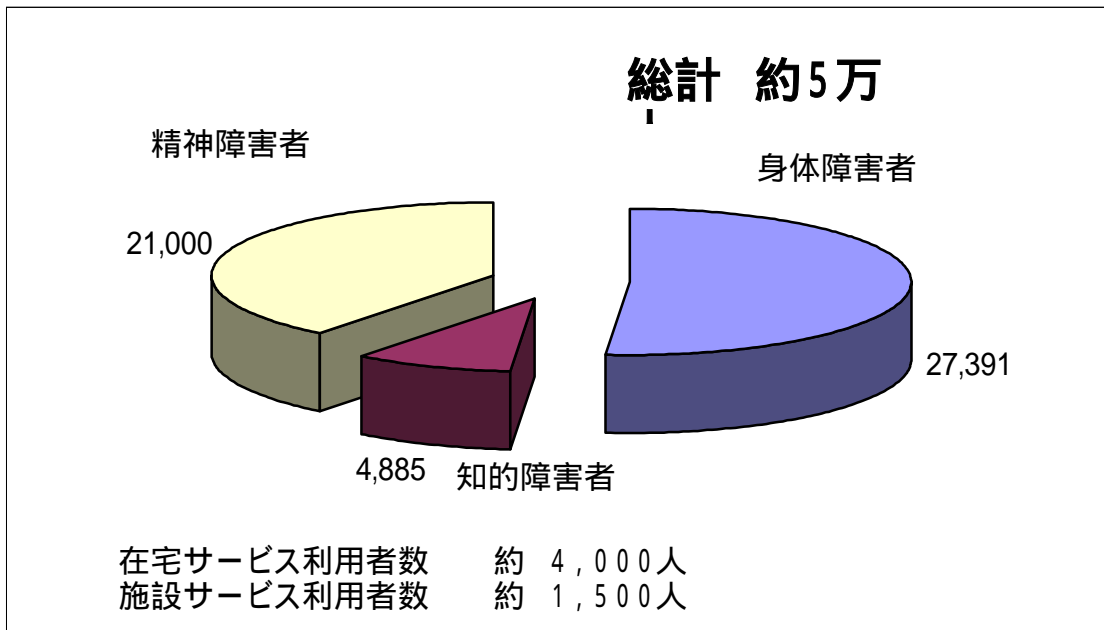
「参画と協働」を通し地域福祉を推進するためには、“地域のちから”をどのように引き出すか市民と行政が共に考える必要があります。グラフは、地域で実際に参加している活動と参加したい活動との比較です。実際に参加率が最も高いのは、自治会等活動であるのに対し、参加意向率が最も高いのはスポーツ等サークル活動となっています。全体の参加意向率が42.7%に対し、実際の参加率が10ポイントほど低く30.6%となっているのは、気持ちはあるが機会・時間がない、というのが実際のところでしょうか。

地域活動“参加”率 （参考：川崎市市民意識実態調査）



地域活動“参加意向”率





介護サービス利用者数の推移(10月1日現在)

- 居宅サービス利用者数
- 施設サービス利用者数
- 合計



川崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考	
1	三 浦 文 夫	武蔵野大学名誉教授		委員長
2	国 保 久 光	川崎市医師会副会長	～平成15年3月31日	副委員長
3	田 中 洋 一	川崎市医師会副会長	平成15年4月1日～	副委員長
4	斉 藤 二 郎	川崎市社会福祉協議会副会長		副委員長
5	園 田 恭 一	新潟医療福祉大学		副委員長
6	安 藤 國 男	川崎市身体障害者協会会長		
7	遠 藤 素 子	かわさき市民活動センター事業運営委員		
8	小 田 橋 尚 史	川崎商工会議所 常務理事・事務局長		
9	西 田 由 佳 里	市民公募委員		
10	布 本 芳 忠	市民公募委員		
11	野 本 ヨ シ 子	川崎市民間社会福祉施設連絡協議会理事長		
12	萩 原 保 夫	川崎市民生委員児童委員協議会副会長		
13	原 田 二 三 子	在宅介護者の会代表		
14	間 島 快 子	川崎市地域女性連絡協議会会長		
15	松 田 正 雄	川崎市福祉産業研究会幹事		
16	吉 野 辰 男	川崎市全町内会連合会副会長		
17	渡 辺 ひ ろ み	市民公募委員		
18	渡 邊 洋 一	淑徳大学社会学部社会福祉学科教授		
19	中 山 博	総務局行財政改革推進室参事	～平成15年3月31日	
20	曾 禰 純 一 郎	総合企画局企画部長	～平成15年3月31日	
21	三 浦 淳	総合企画局企画部長	平成15年4月1日～	
22	木 場 田 文 夫	行財政改革実施本部参事	平成14年11月1日～	
23	伊 藤 久 男	財政局財政部長	～平成15年3月31日	
24	長 坂 潔	財政局財政部長	平成15年4月1日～	
25	高 阪 三 男	市民局地域生活部長		
26	井 野 久 明	健康福祉局地域福祉部長	～平成15年3月31日	
27	岸 茂 信	健康福祉局地域福祉部長	平成15年4月1日～	

川崎市地域福祉計画検討プロジェクト会議委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考	
1	渡 邊 洋 一	淑徳大学社会学部社会福祉学科教授		委員長
2	佐 俣 千 恵 子	川崎市社会福祉協議会地域推進課長	～平成15年3月31日	
3	竹 田 達 也	川崎市社会福祉協議会地域推進課長	平成15年4月1日～	
4	土 屋 加 代 子	川崎市社会福祉協議会総務企画課長	～平成15年3月31日	
5	村 石 里 美	川崎市社会福祉協議会総務企画課長	平成15年4月1日～	
6	石 渡 伸 幸	総務局行財政改革実施本部副主幹		
7	高 橋 勝 美	総合企画局企画部企画調整課主査	～平成15年3月31日	副委員長
8	松 川 哲 司	総合企画局企画部企画調整課	平成15年4月1日～	
9	伊 藤 和 良	総合企画局政策部主幹		副委員長
10	白 鳥 滋 之	財政局財政部財政課主査	～平成15年3月31日	
11	蔵 品 智 夫	財政局財政部財政課主任	平成15年4月1日～	
12	小 池 基 希	市民局地域生活部区政課副主幹・推進係長		
13	古 村 重 穂	まちづくり局総務部企画課副主幹		
14	今 村 千 ズ 子	健康福祉局総務部企画課主任		
15	小 板 橋 厚	〃 総務部企画課副主幹		
16	福 芝 康 祐	〃 長寿社会部高齢者計画課副主幹	～平成15年3月31日	
17	岩 村 わ か 子	〃 健康部健康増進課主査		
18	中 山 満	〃 障害保健福祉部障害計画課副主幹		
19	長 嶋 和 人	〃 児童部児童保健福祉課副主幹		
20	岡 本 隆	〃 児童部保育企画課副主幹		
21	松 永 和 佳	〃 医療対策部地域医療課副主幹	～平成15年3月31日	
22	齋 藤 昭 之	〃 医療対策部地域医療課主査	平成15年4月1日～	

川崎区地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	吉 野 辰 男	川崎区連合町内会会長	委員長
2	吉 邨 泰 弘	川崎区医師会副会長	副委員長
3	林 壽 男	川崎区社会福祉協議会会長	副委員長
4	大 藤 ミ ナ ミ	東京都立短期大学都市生活学科講師	
5	櫻 井 俊 克	川崎区民生委員児童委員協議会会長	
6	斐 重 度	川崎市ふれあい館館長	
7	石 川 泰 次	あおぞら共生会常務理事	
8	石 川 亨	川崎中央商店街連合会副会長	
9	中 山 満 子	川崎区ボランティア連絡協議会会長	
10	池 田 ハ ル ミ	公募委員	
11	北 井 誠 一	公募委員	
12	鈴 木 恵 子	公募委員	
13	倉 田 幸 雄	川崎区役所副区長	
14	山 部 評 一 郎	川崎区役所大師支所長	
15	木 村 光 男	川崎区役所田島支所長	
16	藤 生 道 子	川崎区役所保健福祉センター 所長	
17	越 山 晴 夫	川崎区役所保健福祉センター 副所長	

幸区地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	豊 田 宗 裕	横浜国際福祉専門学校副校長	委員長
2	高 橋 薫	川崎市医師会理事	副委員長
3	萩 原 保 夫	幸区社会福祉協議会副会長	
4	深 瀬 四 郎	幸区民生委員児童委員協議会会長	
5	渡 辺 春 男	幸区町内会連合会会計	
6	板 倉 彰	幸商店街連合会理事	
7	海 老 塚 美 子	幸区赤十字奉仕団委員長	
8	高 木 照 美	NPOたすけあい はなもも	
9	小 滝 一 男	幸区心身障害者児団体協議会委員	
10	阿 部 美 香	夢見が崎プレイパークを作る会	
11	浜 野 美 和 子	公募委員	
12	長 崎 か つ よ	公募委員	
13	松 尾 次 男	幸区社会福祉協議会事務局長	
14	鈴 木 恒 仁	幸区役所区民生活部区政推進課長	
15	朝 倉 哲 男	幸区役所保健福祉センター 所長	
16	菅 野 到	幸区役所保健福祉センター 副所長	

中原区地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	三 川 武 彦	川崎市医師会	委員長
2	富 岡 茂 太 郎	中原区民生委員児童委員協議会常任理事	副委員長
3	吉 房 正 三	中原区社会福祉協議会副会長	
4	大 場 健 之 助	中原区町内会連絡協議会副会長	
5	久 保 木 実	中原区商店街連合会副会長	
6	松 本 登	中原区まちづくり推進委員会実践部会副部長	
7	井 上 一 枝	中原コミュニティケアほほえみ会長	
8	渡 邊 敏 夫	さくらんぼの会代表	
9	小 池 敏 子	中原区子育て支援推進実行委員会委員	
10	大 杉 く ら	川崎市心身障害者地域福祉協会中原支部長	
11	菅 原 雅 志	公募委員	
12	矢 野 邦 一	公募委員	
13	青 木 一	中原区役所副区長	
14	松 林 和 夫	中原区役所保健福祉センター 所長	
15	大 瀧 隆 子	中原区役所保健福祉センター 副所長	

高津区地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	斉 藤 二 郎	高津区民生委員児童委員協議会会長	委員長
2	柴 原 君 江	調布学園大学人間福祉学部教授	副委員長
3	岡 坂 健 一	高津区医師会会長	副委員長
4	富 田 誠	高津区社会福祉協議会副会長	
5	斉 藤 正 彦	高津区主任児童委員部会長	
6	柏 木 宏 司	橘地区連合自治会会計	
7	岡 島 弘	高津区社会福祉協議会事務局長	
8	田 島 耕 作	高津区老人クラブ連合会会長	
9	肥 後 隆	高津区身体障害者団体協議会会長	
10	宮 田 義 彰	悠友館館長	
11	平 本 正 志	社会福祉法人セイワ介護老人福祉施設すえなが	
12	加 藤 伸 子	公募委員	
13	井 上 知 子	公募委員	
14	手 島 好 子	高津区役所副区長	
15	鈴 木 寶	高津区役所保健福祉センター 所長	
16	雨 宮 文 明	高津区役所保健福祉センター 副所長	

宮前区地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	小 野 田 昌 一	宮前区医師会会長	委員長
2	川 上 昌 子	淑徳大学社会学部教授	副委員長
3	森 川 一 郎	公募委員	副委員長
4	前 原 操	宮前第1地区民生委員児童委員協議会会長	
5	小 泉 國 雄	宮前区社会福祉協議会副会長	
6	大 津 三 郎	宮前区全町内自治会連合会副会長	
7	川 島 芳 茂	宮前区商店街連合会会長	
8	福 岡 好 恵	ワーカーズコレクティブビッキー代表	
9	太 田 公 子	公募委員	
10	小 林 は る み	公募委員	
11	山 口 晴 康	公募委員	
12	渡 辺 寛 美	公募委員	
13	浅 岡 水 城	宮前区役所副区長	
14	鮫 島 利 大	宮前区役所保健福祉センター 所長	
15	林 さ わ 子	宮前区役所保健福祉センター 副所長	

多摩区地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	園 田 恭 一	新潟医療福祉大学教授	委員長
2	豊 田 博 史	多摩区医師会会長	副委員長
3	田 嶋 郁 雄	多摩区社会福祉協議会副会長	
4	小 川 木 久 江	生田第二地区民生委員協議会会長	
5	有 北 郁 子	NPO法人ままとんきつず代表	
6	池 谷 英 子	川崎市心身障害者地域福祉協会多摩支部長	
7	佐 伯 喜 世 志	多摩区町会連合会副会長	
8	吉 澤 幸 恵	中野島すこやか活動推進委員会事務局長	
9	池 野 廣	公募委員	
10	今 井 正	公募委員	
11	小 野 寺 百 寿	公募委員	
12	澁 田 隆 一	公募委員	
13	森 川 節 子	高津区役所副区長	
14	加 藤 昌 安	多摩区役所保健福祉センター 所長	
15	青 山 晴 彦	多摩区役所保健福祉センター 副所長	

あさお福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	村 井 祐 一	田園調布学園大学地域福祉学科教授	委員長
2	椎 名 美 純	麻生区医師会会長	副委員長
3	矢 野 美 千 代	麻生区民生委員児童委員協議会副会長	
4	魚 本 陽 子	麻生区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員	
5	柳 島 五 郎	麻生区町会連合会副会長	
6	野 村 衛	麻生区商店街連合会副会長	
7	菅 原 陽 子	片平老人いこいの家運営委員長	
8	能 勢 象 一 郎	川崎授産学園知的障害者更生施設つつじ工房長	
9	柿 沼 矩 子	ASAO井戸端会議	
10	蒔 田 良 子	楽しい子育てを考える会代表	
11	小 島 正 志	公募委員	
12	島 田 慶 一	公募委員	
13	梶 亨	麻生区役所副区長	
14	畑 敏 雄	麻生区役所保健福祉センター 所長	
15	益 子 ま り	麻生区役所保健福祉センター 副所長	

川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するために、川崎市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 策定委員会は、福祉計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(策定委員会)

第3条 策定委員会は、次の各号に属する委員概ね20名以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
 - (3) 市民団体の代表
 - (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
 - (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
 - (6) 行政職員
 - (7) 市民公募委員
 - (8) その他市長が特に認めた者
- 2 委員の任期は、策定委員会が前条に掲げる報告を終えたときまでとする。
- 3 策定委員会に委員長1名及び副委員長3名を置き、委員の互選とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

(検討プロジェクトチーム)

第5条 必要な資料の収集、調査その他各種の研究を行うため、策定委員会のもとに検討プロジェクトチーム(以下「プロジェクト」という。)を組織する。

- 2 プロジェクトは、次の各号に属する職員等概ね20名以内で組織する。
- (1) 総合企画局企画部企画調整課
 - (2) 総務局行財政改革推進室
 - (3) 財政局財政部財政課
 - (4) 市民局地域生活部区政課
 - (5) まちづくり局総務部企画課
 - (6) 健康福祉局総務部企画課
 - (7) 健康福祉局局長寿社会部高齢者計画課
 - (8) 健康福祉局健康部健康増進課

- (9) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
- (10) 健康福祉局児童部児童保健福祉課
- (11) 健康福祉局児童部少子化対策担当
- (12) 健康福祉局児童部保育企画課
- (13) 健康福祉局医療対策部地域医療課
- (14) 健康福祉局地域福祉部
- (15) 社会福祉協議会関係職員
- (16) その他外部有識者
- (17) 委員長が特に認めた者

3 プロジェクトに委員長 1 名及び副委員長 2 名を置き，委員の互選とする。

4 プロジェクトは，委員長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため，必要に応じ関係者等の出席を求め，説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会及び検討プロジェクトチームの庶務は，健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか，策定委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

策定経過

年月日	会議名	主な内容
平成14年 8月16日	第1回 策定委員会	地域福祉計画について
平成14年 8月21日	第1回 プロジェクト会議	地域福祉計画について
平成14年10月 8日	第2回 プロジェクト会議	地域福祉計画骨子(案)について
平成14年11月12日	第3回 プロジェクト会議	地域福祉計画骨子(案)について ・理念、基本目標(案)について
平成14年11月18日	第2回 策定委員会	地域福祉計画骨子(案)について ・理念、基本目標(案)について
平成14年12月24日	第4回 プロジェクト会議	区別地域福祉計画策定作業指針(案)の検討 多摩区内地域福祉計画モデル研究調査について
平成15年 2月14日	第5回 プロジェクト会議	区別地域福祉計画策定作業指針(案)について
平成15年 3月19日	第3回 策定委員会	地域福祉計画骨子(案)について 区別地域福祉計画策定作業指針(案)について
平成15年 6月16日	第6回 プロジェクト会議	各区地域福祉計画の進め方について 既存事業の見直し作業について
平成15年 7月14日	第4回 策定委員会	各区地域福祉計画の進め方について 既存事業の見直し作業について
平成15年 9月 3日	第7回 プロジェクト会議	既存事業の見直し作業について
平成15年10月17日	第5回 策定委員会	施策の方向性と事業展開について
平成15年10月29日	第8回 プロジェクト会議	施策の方向性と事業展開について
平成15年12月24日	第9回 プロジェクト会議	施策の方向性と事業展開について 地域福祉計画シンポジウムについて
平成16年 1月13日	第6回 策定委員会	地域福祉計画素案について 地域福祉計画シンポジウムについて
平成16年 2月 4日	第10回 プロジェクト会議	地域福祉計画素案について
平成16年 3月22日	第7回 策定委員会	地域福祉計画案について

その他

平成14年

6月1日 市政だより 本市策定委員会委員公募

平成15年

6月1日 市政だより 各区策定委員会委員公募

平成16年

1月22日 地域福祉計画シンポジウム開催(中小企業婦人会館)

策定体制

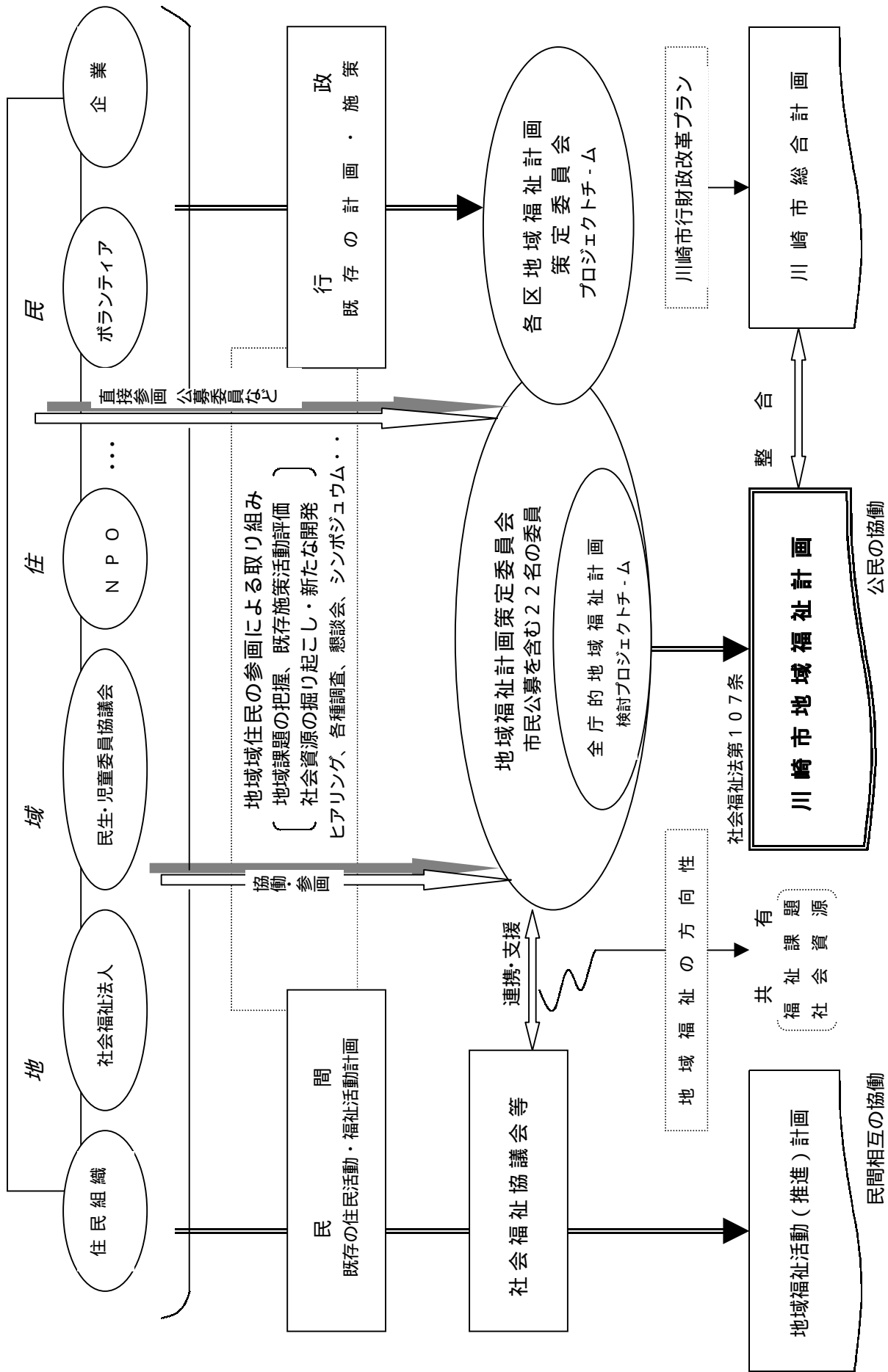
川崎市地域福祉計画の策定にあたっては、公募市民・ボランティア組織の代表者、市民団体代表者・学識経験者・行政職員など22名による川崎市地域福祉計画策定委員会を平成14年8月に設置いたしました。それから平成16年3月まで、7回の委員会を持ち議論を行ってまいりました。

また、作業部会として地域福祉計画検討プロジェクトチームを委員会と同じく平成14年8月に立ち上げ、この3月までに10回の会議を開催し、細部についての検討を行ってまいりました。プロジェクトチームは、社会福祉協議会職員や総合企画局、財政局、市民局など行政職員により構成されております。

さらに、平成15年度にはいりまして、市内7区で区版の地域福祉計画策定委員会を設置し、区計画策定をめざし、公募委員を含めた委員会を4回開催いたしました。

< 地域福祉計画策定の考え方 >

(地域の多様な組織による独自活動・計画)



川崎市地域福祉計画シンポジウム ～参画と協働～

日 時：平成16年(2004年)1月22日(木)13:30～16:30

場 所：川崎市中小企業・婦人会館5階大ホール

概 要： 基調講演 「川崎市の展望と地域福祉計画」
～共創的市民社会の実現と地域福祉～
三浦文夫 川崎市地域福祉計画策定委員長

パネルディスカッション

「参画と協働“活力とうるおいのある地域づくり”をめざして」
コーディネーター 渡邊洋一 川崎市地域福祉計画策定委員
パネリスト 各区策定委員会委員



シンポジウムは、平日の昼間の開催にかかわらず、およそ200名の方々にお集まりいただきました。三浦委員長の基調講演をはじめ、7名の各区策定委員会委員の方々をお招きしてのシンポジウム、いずれも川崎の地域を考えるうえで重要なお話しが多く含まれていたのではないのでしょうか。

これからの議論のきっかけになれば、幸いです。

《》ご協力いただいた、パネリスト7名の方をご紹介します。《》

川崎区	櫻井 俊克委員	川崎区民生委員児童委員協議会会長
幸 区	海老塚美子委員	幸区赤十字奉仕団委員長・幸区民生委員児童委員協議会委員
中原区	渡邊 敏夫委員	さくらんぼの会代表・援護会作業所所長
高津区	肥後 隆委員	高津区身体障害者団体協議会会長
宮前区	森川 一郎委員	21会員・かわさきシニアリーダーの会代表
多摩区	有北いくこ委員	NPO法人ままとんきっず理事長
麻生区	菅原 陽子委員	片平老人いこいの家運営委員長

みなさん、ありがとうございました。

用語説明

【NPO=Non-Profit Organization】

営利を目的としない組織という意味で、「民間非営利団体」、「民間公益組織」等と訳されています。非営利であること、非政府であること、正式に組織化されていること、自主的、自発的な活動を行うこと、などが意味されています。この意味から、任意団体（ボランティアグループ、市民団体等）、地縁団体（町内会、自治会等）、公益法人（社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人等）、宗教法人、共同組合（生活共同組合、農業共同組合等）、労働組合、政治団体、親睦団体（互助会、同窓会等）も含む、非常に幅広い団体が該当します。

ただし、狭義では、法人化された特定非営利活動法人のみを指す場合があります。

（*5）

【介護支援専門員（ケアマネージャー）】

介護保険法に基づき、要介護者等（利用者）の依頼を受けて、その心身の状況や環境、希望等生活全般を総合的に把握し、利用者の立場にたって最も適切な居宅サービスや施設サービスを組み合わせたケアプランを市町村、事業者および施設等との連絡調整し作成する専門家です。（*8）

【かわさき健康づくり21】

市民の皆さんがより長く健康で生き生き生活できるように、10の領域（栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、糖尿病、歯と口の健康、がん、循環器疾患、健康都市かわさきの実現）について10年後までに到達すべき目標値を掲げた計画。平成13年3月に策定。（*6）

【（財）川崎市在宅福祉公社】

高齢者や障害者が安定した在宅生活を営むことができるよう、多様な福祉需要に即して、在宅福祉サービスをきめ細かく提供するとともに、在宅福祉サービスに関する福祉人材の養成及び供給主体の育成、普及啓発、相談並びに調査研究等を行い、もって高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的に平成9年7月に設立されました。

（本部：川崎区砂子1-2-4川崎砂子ビルディング）

【川崎市児童虐待防止センター】

児童相談所が閉庁している夜間及び休日・祝日において子どもの虐待に対応することを目的として設置されており、児童虐待にかかわる相談や通報を受け付け、児童相談所と協議し、必要があれば子どもを一時保護します。（中原区木月伊勢町3-3）

【川崎市人権オンブズパーソン】

子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害を受けたと思う市民が、簡易に安心して、人権オンブズパーソンに相談や救済の申立てができます。こうした相談や救済の申立てに対して市民自らが解決できるように助言や支援を行ったり、必要に応じて関係者の調査や調整を行ったりして解決に努め、人権が尊重される地域社会の形成を目指します。

【川崎市総合教育センター】

「教育センター」「教育相談・特殊教育センター」「教育情報・視聴覚センター」の3つの部門から構成されており、それぞれの特性を發揮しながら相互の関連を密にして機能することにより、さらに相乗効果をあげ川崎市における教育の充実および振興を図ることを目的に設立されています。
(高津区溝口6 - 9 - 3)

【川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)】

市民の主体的な参画による、男女平等の推進と交流の場として、また、男女平等かわさき条例に基づいて男女平等施策を推進する拠点として、調査研究、相談、情報提供、学習、研修、交流等、様々な事業を行うとともに、ホールを活用した青少年の舞台芸術活動を促進しています。
(高津区溝口2 - 20 - 1)

【川崎市地域子育て支援センター】

子育て家庭への相談・助言や情報の提供、子育てサークルやボランティアの育成・支援、地域の保育ニーズに対応するため、地域全体で子育てを支援する拠点として市内に8か所設置しています。

【(財)かわさき市民活動センター】

平成15年4月に全市的支援拠点として川崎ボランティアセンターを再整備し、市内のボランティア・市民活動団体に対する支援組織として、情報の共有化、人材育成、市民活動団体や行政との調整機能、団体間のネットワークの共有と構築などの役割を担います。
(中原区新丸子東3 - 473 - 2 中小企業・婦人会館)

【共助】

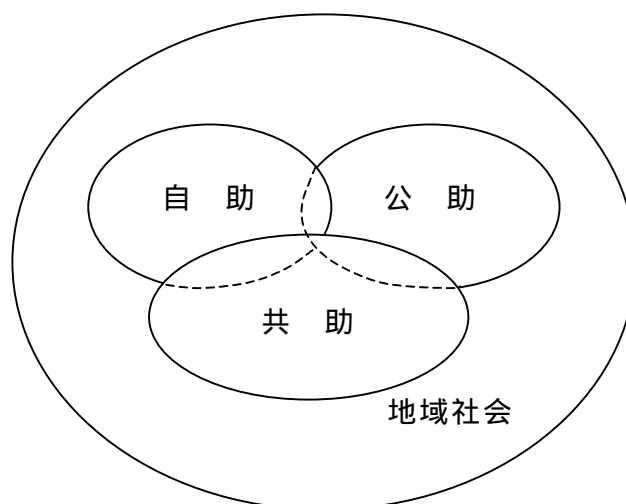
市民が共に支えあう社会的な助け合い

【共助社会】

制度を支えるのは人であり、日常生活の安心と安定も人々の支え合いによって達成されるものであり、地域社会において、さまざまな担い手が各々の特徴を活かしサービスを

提供することで、「自助」の力が弱くなって

きているところや「公助」の手の届かないところや隙間に積極的に対応し、互いに助け合っていくことで、暮らしを支えていこうという社会。



【協働】

共通の目標に向かって、立場は異なるが対等な関係のもとで、それぞれの経験、ノウハウ、人材を活かしながら、新しいものを生み出していくこと。

【権利擁護事業】

社会福祉の利用者が、自分のことについて自分で判断し決めていくという「自己決定」の原則が浸透してくるとともに、重要視されるようになったのが、自己決定の力が弱いとされている人々の「権利擁護」である。痴呆がある、知的・精神的に障害があるなどの理由で、人権や財産の管理、サービス選択といった自分の権利を自分で守ることが難しい人々に対し、日本においては、家族・親族が保護者・代弁者となり当事者の権利を守ることが長く行われてきた。

しかし、家族・親族が適切な対応を行えない場合や荷が重すぎる場合もあり、第三者や社会福祉協議会等の機関を含めた代理人が本人の権利を守っていくことができる方策の一つとして、法的な分野では地域福祉権利擁護事業という形で対応が整備され、実施されている。（*9）

【公助】

社会福祉制度を含めた行政による公的なサービス

【コーディネーター】

利用者のニーズとそれに対応する福祉サービスとを結びつけ、利用者の生活を支えるサービスを効率的・合理的に提供するために連絡調整や問題解決に向けての活動を円滑に展開する人。

【在宅介護支援センター】

地域の身近な相談機関として、在宅生活を送る高齢者やその家族等に対し、各種保健・福祉サービスの総合的な相談に応じ、行政機関や居宅介護支援事業所等との連携を図りながら、高齢者の要介護への予防や進行の防止に努めます。

市内には5か所の基幹型在宅介護支援センターと41か所の地域型の在宅介護支援センターが整備されています。

【参画】

「計画の立案に加わること。」と言うことで、従来の市民が行政側から一方的に受ける「説明会」「アンケート調査」「市民集会」等の形式的な参加と比べ、計画段階から市民の実質的な参加によって提案を行う等、より市民意思が反映されます。

【自助】

本人・家族が自らの努力により課題を解決すること

【市民活動】

市民による自発的で営利を目的としない社会的活動という意味であり、その活動団体は内閣府「市民活動団体実態調査」の定義では、「継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人及び権利能力なき社団(いわゆる任意団体)とされています。広義には、民間非営利活動のNPO、住民参加型在宅福祉サービス(有償サービス)やボランティアなども含む比較的ゆるやかな言葉です。

【市民活動等支援施策推進会議】

市民活動等支援体制の確立の実現に向けて、本市における今後の総合的な施策等について調査・検討するとともに、市民活動支援に関する各種情報の交換を行うことを目的に庁内関係局職員によって構成されています。

【社会的ひきこもり】

自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加ができないか、あるいはしていない状態が6カ月以上継続している者を指す。明らかな精神疾患や、就学・就労していても、家族以外の友人などと親密な人間関係が維持されているケースは除かれます。
・・・厚生労働省全国調査の定義より

【社会福祉協議会】

社会福祉法で規定された社会福祉法人であり、「指定都市にあってはその区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行なう者、社会福祉事業または更生保護事業を営む者等の参加を得て、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の自主的団体」とされています。（*1）

【食の元気安心推進事業】

誰もが安心して食生活を送るため、安全で健康に配慮した食生活・栄養等に関する情報提供や環境づくりを推進する事業。地域の健康資源開発（飲食店等の「たかつ健康づくり協力店」登録も実施）及び健康づくりのネットワークを広げるための啓発及び活動支援。（*12）

【精神保健福祉センター】

地域精神保健福祉活動の中核施設として、調査研究、普及啓発、研修、相談指導、組織育成等を行うために中原区のリハビリテーション医療センター内に設置しています。

また、こころのケアや社会的ひきこもり等についての電話相談、面接、訪問を行い複雑困難なケースへの対応や保健所等の技術指導援助を行っています。

【第三者評価事業】

社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

【第三者委員】

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。そのため、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。・・・「社会福祉事業の経

営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」厚生労働省より

【たかつ・食の元気安心推進協議会】

健康に関する団体の代表及び区民公募委員により構成され、高津区における食と健康づくりに関する課題を考え、方策を検討し事業を実施することにより、区民が自ら健康づくりができるまちづくりを目指す協議会。食の元気安心推進事業の実施主体である。

(* 13)

【地域ケア(地域生活支援)】

高齢者、障害者、児童など地域住民のすべての人びとが介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、予防や住まいも含めたサービス体制を地域全体で総合的に支援する。

【地域ケア会議】

介護予防・生活支援の観点から、在宅の要援護高齢者、もしくは要援護となるおそれのある高齢者や家族に対し、相談及び各種のサービスを実施している機関が連携を図り、かつ適切にサービスにつなげることができるよう、地域の要援護高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としている。(* 7)

【地域福祉】

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものです。 . . . 社会福祉法の解説より (* 3)

【DV = Domestic Violence】

「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いが、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。

【ネットワーク】

網状組織の意味であり、網の目を作り出すように関係づくりをしていくこと。本書では、保健・医療・福祉を中心としたサービスや機関・団体等の横断的な連絡・調整を行なうこと。

【福祉コミュニティ】

「地域住民の支え合い・共助の活動（インフォーマルサービス）と制度化されたサービス（フォーマルサービス）が、それぞれの特性を生かし合いながら、サービスを必要とする人の生活を総合的に支えるような地域社会」であり、「地域住民が自主的に、また、互いに連携してボランティア活動やNPO活動などの市民参加を行うような地域社会」を意味しています。（*4）

【ふれあいデイサービスセンター】

学校施設を改修したデイサービスセンターで、手芸や健康体操などのサービスを児童との交流を通し、川崎市内5か所で実施しています。

【ホームヘルパー】

居宅において要介護の高齢者・障害者などへの介護、家事援助、相談援助などのホームヘルプサービスを専門的に行う福祉労働者。

【ホームレス】

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）

ホームレス問題は失業などに加えて、安い住居や宿泊所の減少、家族の解体、脱施設化や福祉予算の切り下げ、借金問題などが複雑に絡み合って出現する。わが国では90年代のバブル崩壊後、中高年男性を中心とする野宿者の顕著な増加をホームレス問題と呼ぶようになった。

平成15年7月31日現在の川崎市におけるホームレスの概数は、1,038人となっています。

【ボランティア】

自分自身の意思で、主体的に社会における様々な問題に対処し、問題の緩和・軽減・解決に向けて活動すること、または活動する人を言う。

ボランティア活動は、自分の意志にもとづいてすすんで行う活動であり、同時に、こうした自由意思が他者や社会とのかかわりで発露すること。単に制度を補完する無報酬の福祉活動とか奉仕活動といった理解では不十分である。人と人との、人と社会との相互作用の具体的な展開過程、また助けるものが助けられるというようなボランティア活動のもつ双方向性が近年注目されている。

【ミニディケア】

高津区社会福祉協議会を事務局として、地域の民生委員・ボランティア等が中心となり、地域で生活するひとり暮らしや虚弱等の高齢の方々を対象に老人いこいの家等でレクリエーションや会食を通じて交流を図っているふれあい活動。(* 10)

【民生委員・児童委員】

民生委員法において、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と位置づけられています。(* 2)

【友愛訪問】

対象者や家族の要望を把握のうえ、話相手を基本に活動し、おおむね週1回を目標に、また、必要に応じて家事援助を行う等の活動をしている。(* 11)

【ワーカーズコレクティブ(W・C o)】

地域に暮らす人たちが、生活者・市民の視点から地域に必要な「もの」や「サービス」を生産する非営利・協同の市民事業を起こすために全員が出資し、経営に責任を持ち、労働分担しあいます。(ホームページ wco-kanagawa.gr より)川崎市内の在宅福祉部門は、15団体が活躍しています。

《参考文献》

「社会福祉辞典」大月書店

「広辞苑」岩波書店 「衛生関係用語集」神奈川県保健教育センター

「新潮現代国語辞典」新潮社 内閣府男女共同参画局ホームページ

「地域福祉をすすめる『協働』研究フォーラム報告書」全国社会福祉協議会